
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和6年3月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年3月5日 午前9時開会

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長所信表明及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長所信表明及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書

記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	住 民 課 長	永 井 あ け み
保 健 福 祉 課	長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
建 設 課	長	森 山 篤	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
病 院 事 務	長	高 橋 克 裕	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
基 幹 支 所	長	深 石 尚 志	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
			代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

産 業 振 興 課 長 長 島 淳 二

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回飯南町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課長島課長は欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、10番、戸谷ひとみ議員、2番、伊藤好晴議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月28日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。去る 2 月 28 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたので報告いたします。

会期は、本日から 3 月 21 日までの 17 日間とします。

日程であります。本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長所信表明及び提案理由の詳細説明を行います。6 日は、午前 9 時に本会議を再開し、前日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。その後、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。7 日から 10 日までの 4 日間は休会といたします。11 日に本会議を再開し一般質問を行います。12 日から 15 日まで各常任委員会で審査を行っていただきます。16 日と 17 日は休会とします。18 日は各常任委員会で審査を行っていただきます。19 日は各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。20 日は休会とします。21 日午前 9 時より本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日 3 月 5 日から 21 日までの 17 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 21 日までの 17 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

12 月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

この内、2 月 21 日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会では、改正地方自治法を踏まえた主権者教育の推進に関する要望、竹島の領土権確立等に関する要望の 2 件の要望決議を行いました。続いて、各地区要望についても決議し、県への要望活動を行っております。

また、総会に先立ちまして行われた自治功労者表彰で、議員在職 27 年以上の表彰として、2 番、伊藤好晴議員が全国町村議長会会長表彰を受けられました。ここにご披露申し上げ、今後とも飯南町の発展のため、議員活動にご尽力をされますようお願いをいたし、お祝いの言葉といたします。おめでとうございます。

続いて、12 月及び 2 月に開催されました雲南広域連合議会定例会、雲南市・飯南町事

務組合臨時会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案全て承認及び可決されております。以上、簡略ですが、報告を終わります。

なお、これらの関係書類につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、令和6年2月19日に例月現金出納検査を執行いたし、その結果を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して報告にかえたいと思います。

飯 監 第 24 号

令和6年2月19日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和6年1月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和6年1月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

なお、令和6年1月期の収支月計報告書は、別添、添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。計数については省略いたします。以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、町長から提出されました議案第3号から議案第41号までの39議案、及び議会運営委員会から提出されました発委第1号を一括上程いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前9時10分休憩

.....

午前9時11分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第5 町長所信表明及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から所信表明及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和6年第2回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震であります。震災によって亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。発生から2か月余が経過しましたが、被災された方々、そして今もなお厳しい生活を送っていらっしゃる皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

町としましては、この災害に対する支援として義援金を贈ることとしており、現在、役場本庁舎及び各支所に募金箱を設置しております。

また、先月13日から19日にかけて、町職員1名を島根県チームの一員として石川県金沢市に派遣し、被災地での支援活動に協力しております。

1日も早い復旧、復興を心から願いますとともに、引き続き被災地の支援に取り組んでまいります。

さて、令和6年は本町が誕生して20年目となる節目の年であり、私の任期も4年の最後の年となります。これまで私は、重点的な政策として、

- ①「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」
- ②「安心安全なまちづくり」
- ③「産業が元気なまちづくり」
- ④「定住を進めるまちづくり」
- ⑤「歴史文化を感じるまちづくり」

を公約に掲げ、総合振興計画の目標達成に向けて町政を進めてまいりました。これまでの事業の進捗や成果等を検証しつつ、次にしっかりとつなげる一年にしたいと考えております。

続いて、5つの重点的な政策を進める上で、新年度に取り組むべき主要な事業のうち、最優先課題及び重点施策について申し上げます。

はじめに、第3次総合振興計画の策定についてであります。

現在の総合振興計画につきましては、人口減少対策である総合戦略を併せて策定し、一体的に取組を進めてまいりました。新年度が計画期間の最終年度となるため、施策の成果が求められるとともに、次期計画の策定に向けて検討を進めております。

また、国においては令和4年度に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されており、本町におきましても、これまでの取組を、今後は「自治体DXの推進」として、デジタルの力を活用しながら継承、発展させていくことが重要であります。

このことをふまえ、町民の皆様が本町での暮らしの中で幸せを感じられる持続可能な地域をつくるため、住民、地域、団体、企業、行政など、まち全体でその思いを共有して推進する新たなまちづくりの指針「第3次総合振興計画」を策定してまいります。

次に、広島広域都市圏への参画についてであります。

広島広域都市圏は、平成28年2月に広島市長が「連携中枢都市」を宣言され、現在、広島県、山口県及び島根県の3県にまたがる28市町で構成されております。

この広域都市圏は、少子高齢化や人口減少などの急速な変化に対応するため、参画する市町が、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、地域資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人を目指すこととされております。

町としましては、これまで参画について検討してまいりましたが、本町と広島市、そして圏域内の市町との新たな連携が期待され、町民の皆様にもメリットがあると判断していることから、新年度より広島広域都市圏へ参画したいと考えております。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組についてであります。

本町は、面積の約90%が森林に囲まれた自然豊かなまちであり、この豊かな自然を活

かし、本町でも脱炭素社会の実現に向けた取組を推進したいと考えております。

このことから、昨年3月に「飯南町脱炭素のまち宣言」を行い、「2050年に二酸化炭素の排出を全体として実質ゼロにすること」を目指す旨を公表し、本年1月に「飯南町脱炭素のまち推進計画」を策定したところであります。

町民の皆様には、先月、計画の概要版を配布させていただいたところでありますが、新年度以降、住民、事業所、行政が一体となって取組を推進できるよう、情報発信に努めるとともに、具体的な事業の検討を進めてまいります。

次に、子育て世代への支援についてであります。

国による「子ども家庭庁」の設置、県による「中学生までの医療費支援拡大」の検討など、子育て支援の拡充が進んでおります。

町としましては、様々な子育て世代への施策を推進してまいりましたが、更なる支援の充実を図るため、病児・病後児保育の環境整備を進めてまいります。

町内に病児・病後児を預かる施設がなく、事業の実施に向けた検討を重ねてまいりましたが、課題であった施設建設地や運営体制などについて目途が立ったことから、新年度において施設の整備に着手したいと考えております。

病児・病後児保育について新たに取り組むことにより、仕事と子育ての両立が図られるよう、子育て世代の支援を更に進めてまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、予算案に盛り込みました主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

本町は、「情報発信力」の弱さから、町内外への効果的な情報提供に繋がっていない状況にあり、移住希望者や関係人口とも言われるような本町に関わりのある方々のニーズを、うまく把握できていないことが課題となっております。

このことから、東京都を中心に事業展開され、包括連携協定を締結し本町と関わりのある株式会社AKOMEYA TOKYOに、職員1名を本町へ派遣いただき、来月から役場庁舎内で勤務いただくこととしました。

この取組は、「地域活性化起業人制度」と言われる国の制度を本町で初めて活用し、民間企業の人材を受け入れ、その専門知識や業務経験などを活用するものです。外部の視点や民間の経営感覚、スピードを得ながら、情報発信や地域活性化の課題解決を図るとともに、町職員の資質向上にもつなげてまいります。

次に、書籍「余白の中で。」山陰広告賞受賞についてであります。

本町は、町民の皆様や関係人口の方々からいただいた「情報発信の強化」や「住民同士のつながり」といった課題を解決するため、シティプロモーションと言われる地域づくり事業に取り組んでいます。昨年度以降、その取組の一つとして、ブランドメッセー

ジ「余白あります。」を活用して本町を周知するために、町民の皆様と一緒に書籍「余白の中で。」を製作し、書籍を活用した情報発信を行っております。

この書籍が、先月発表された山陰広告賞において、パンフレット部門で金賞を受賞いたしました。大変光栄であるとともに、これまでの取組内容を検証し、新年度におきましても「まちへの誇りや愛着の醸成」につながるよう、地域づくり事業を継続してまいります。

次に、財政の健全化についてであります。

過去に実施した本庁舎建設や拠点複合施設の整備、光ケーブル整備など、相次ぐ大規模事業により、公債費（借金）が増大しており、その残高は、目標上限値の100億円を超える状況が続いておりました。このことから、町債の繰上償還を継続して行い、併せて町債の発行も抑制してまいりました。その成果もあり、本年度末には公債費の残高が100億円を下回ると見込んでおり、新年度においても、財源を確保しながら、効果的な繰上償還の実施に努めてまいります。

これに連動し、財政状況の自由度を表す経常収支比率も改善傾向にあり、次期総合振興計画の策定に併せて、財政の健全化と事業の取捨選択に取り組んでまいります。

本町が発足してから20年の歳月が経過し、管理している各施設の老朽化に伴う修繕や維持費が年々増加しており、公共施設等総合管理計画を基に、施設の統合や用途廃止も含めて検討を進めております。

このように、本町の歳出は維持管理費の他、扶助費が増加する一方で、介護保険、消防、ケーブルテレビ、ごみ処理など、広域行政に係る負担金も増加傾向にあり、財政運営を進める上では、基金を取り崩していかなければ、収支均衡がとれない状況にあります。健全な財政状況でなければ、質の高い行政サービスの提供ができなくなります。これまでも言い続けていますが、今後の財政運営のポイントとして、

- ①行政の効率化 効率的でスリムな組織体制、公共施設の管理運営費の適正化
- ②事務事業の見直し 公共投資の計画的な執行、町債の発行抑制と繰上償還の実施
- ③財源の確保 税収・ふるさと納税、基金運用、財産処分などによる財源の確保

この3つの柱を念頭に、新年度も攻めと守りのバランスの取れた予算編成を行い、健全な財政運営に向け取り組んでまいります。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境の充実についてであります。

新年度も引き続き、保小中高一貫教育やICT教育など、本町ならではの魅力ある教育を推進してまいります。先月27日には、飯南町教育環境基本方針検討委員会の作野広和委員長から教育長に答申をいただきました。検討委員の皆様には、これまで2か年にわたり本町の学校と地域の課題について分析していただき、これからの本町にふさわし

い教育環境はどうあるべきかについて、真摯なご議論をいただき、心より感謝申し上げます。新年度は、この方針を尊重しながら、より具体的な計画を定める「教育環境基本計画」の策定に着手いたします。

答申では「小学校は地域ぐるみで育て、可能な限り小学校を存続する」、「中学校は学校集団で育て、学校集団における人格形成と中高の連携を考慮しつつ再編を検討する」という理念が掲げられております。いずれも地域の実情や施設の状況、そして通学に必要な交通手段の確保などにも十分に配慮することとされており、「中学校を再編する場合には、保小中高一貫教育など飯南町ならではの魅力ある教育をより一層強化できる場所を検討する」との提言も付されています。

なお、計画策定にあたっては、学校施設や通学の安全性に配慮し、志々小学校の耐震診断やスクールバスの運行方法の検証も並行して進めながら、これまでの検討委員会の議論や、保護者や町民の皆様からいただいたご意見を踏まえて、本町にふさわしい計画づくりを進めてまいります。

次に、不登校児童・生徒の支援についてであります。

近年、不登校や不登校傾向の児童・生徒は増加傾向にあり、その背景も多様化しています。新年度は、こうした子どもたちの学習支援体制を強化するため、来島保健センター内にある「めだかの学校」に指導員を配置し、小中学生の教育支援教室として運用します。

また、保健福祉課に配属している公認心理士を教育委員会に配置換えし、適切な指導助言を行いながら個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

次に、学校給食の魅力化についてであります。

近年の物価高騰は、給食の食材費にも大きな影響を与えています。新年度も引き続き、保護者の負担を据え置きながら給食の質を確保するとともに、本町の地域食材をふんだんに使った美味しい学校給食を提供する「学校給食魅力化事業」を推進します。

奥出雲和牛や飯南ポーク、飯南米や高原野菜など、本町の四季を感じることができる食材を提供するとともに、子どもたちに、生産者や給食を作ってくださる方への感謝の気持ちを育んでまいります。

次に、国民スポーツ大会の推進についてであります。

2030年島根かみあり国民スポーツ大会のソフトボールの会場地に決定している本町では、これまで、飯南町ソフトボール協会のご尽力により、大会運営に必要な公認審判員や記録員の育成が進められています。新年度も引き続き、競技運営に必要な人材育成のために競技団体を支援してまいります。

また、日本ソフトボール協会による会場地の視察も予定されており、競技会場や駐車場の状況など、全国大会規模の大会運営を行うために必要な整備箇所などの指導助言をい

ただくこととなっています。今後、県や競技団体関係者と連携して、大会運営に必要な施設整備を計画的に進めてまいります。

次に、滞在型地域交流拠点施設の整備についてであります。

県外、町外生が、親元を離れて飯南高校へ進学するためには、地域との交流も踏まえた安心安全に生活できる環境の整備が必要であることから、来島地内への滞在型地域交流拠点施設の整備に向けて、本年度、設計業務を進めています。

新年度においては、建築工事に着手し、来年3月に完成するよう事業を進めたいと考えております。

次に、歴史文化を感じるまちづくりについてであります。

飯南町民俗資料館には、国の民俗文化財指定を受けた「奥飯石及び周辺地域の積雪期用具」が保存展示されていますが、施設の老朽化も激しく、また町内全域の歴史的、文化的な資料などが保存できるスペース也没有ありません。

新年度は、民俗資料館を新設する場合に必要な建物の規模や構造などの調査を行い、今後の施設のあり方について検討を始めたいと考えております。

次に、産業についてであります。

はじめに、農林業振興計画についてであります。

本町における農林振興の目標や具体的な施策を盛り込んだ「飯南町農林業振興計画」につきましては、新年度に計画の期限が最終年となりますので、計画に掲げた課題解決に向けた取組を総括する必要があります。島根県農林業水産基本計画も令和6年度が最終年度となっており、県計画の更新状況も加味しながら、新たな振興計画では、本町の農業を取り巻く課題を抽出し、時勢に即した新たな支援や取組も盛り込みたいと考えております。

次に、飯南米の普及啓発についてであります。

本町は、水田農業を柱として農地の維持が何とかできていますが、農業者の高齢化や担い手不足から、これまでと同様に続けていくことは厳しい状況にあります。

しかしながら、飯南米としてPRしております本町のコシヒカリを始めとする食用米は、昨年夏のような高温条件下でも、上位等級比率95%以上と他地域と比較して圧倒的に高い水準であり、差別化できる優位性のある地域と言えます。このように飯南米は高品質米として、JAや米販売卸店などから増産の声や引き合いも強いことから、飯南米の更なるブランド力の強化に関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、より付加価値の高い米として認知してもらうために、みどり認定の登録農家を増やし、「飯南米はみどり認定登録農家がつけているエコロジー米」として収量を上げていき、本町の知名度向上と飯南米をセットにPRしてまいります。

次に、農業の振興についてであります。

東京農工大学及びJAしまね雲南地区本部との産官学連携事業につきましては、令和2年11月の連携協定以降、農業振興アドバイザーを配置し、農業収入や所得拡大・省労力化につながる技術導入、人材育成などに取組む一方で、東京農工大学や上智大学の学生による「町内圃場での土壌分析や水質調査等の研究」が継続して行われてきました。

新年度に向けては、本年度に設置した「飯南町産官学連携推進委員会」において、町内の一部営農組織でも水稻苗の軽量培土として導入されています「もみ殻培土」についての実用化や事業性など検討してまいります。

深刻な課題となっている「担い手不足」への対応につきましては、飯南町農業担い手支援センターが中心となり、担い手の育成を進めていますが、新年度は、「地域計画」の策定に着手いたします。

10年後の農地集積や農業課題について、担い手（法人、認定農業者）を中心に話し合いを行い、地域の誰もが農業経営や農地集積の課題を把握して、解決に向けた取組を継続的に支援してまいります。

農業の収益性確保につきましては、生産性向上や作業省力化を図る基盤整備を推進してまいります。琴麓・野萱・加田など、事業着手済み地区の早期完成を目指すとともに、長谷・板屋谷など要望のある地区が確実に事業採択されるよう、調整してまいります。また、町内でも導入が始まっている「IT等先端技術を活用したスマート農業技術」の普及も進めてまいります。

園芸につきましては、関係機関が協力し、パプリカ、サツマイモ、白ネギなど、町が推奨する品目の生産に係る支援を引き続き行ってまいります。

特にサツマイモは、近年、栽培面積、収量ともに伸びてきておりますが、新年度におきましては、サツマイモ生産組合が、県の産地創生事業を活用して、サツマイモの産地化に取り組まれることから、町としても支援してまいります。

リースハウスの整備につきましては、現就農者の生産拡大を図るためのハウス増棟及び新規就農者の初期費用の負担を軽減するため、新年度に新規ハウスを10棟整備する計画としており、安心して就農できる環境整備に取り組んでまいります。

有機農業につきましては、国による有機農業に関する支援制度が進み、栽培方法も自然栽培などが普及しつつありますので、本町におきましても、有機農業に関連する情報を注視し、農家の負担軽減や収益性が確保される環境が整うことを見極めながら研究・普及を進めてまいります。

次に、畜産の振興についてであります。

近年の物価高騰の影響を受け、牛肉消費の落ち込みや飼料価格高騰により畜産農家の経営は大変厳しい状況にあります。そうした中、JA雲南地区本部と雲南農業振興協議会では、和牛の持続的な「繁殖、肥育、販売の地域一貫体制」の構築を図り、畜産農家

の所得向上に繋げるよう「雲南地域和牛振興ビジョン」の策定を進められております。町としましても、雲南市・奥出雲町と連携しながら、繁殖農家の離農対策や繁殖頭数の増頭に取り組んでまいります。

飯南町堆肥センターにつきましては、製品の保管や販売方法が限定されていたことによる、恒常的な経営赤字の問題を解決するため、保管効率の向上、販売方法の多様化に対応できるよう、本年度、新たにペレット製造設備を導入しております。ペレット堆肥につきましては、適切に散布ができるようテストを重ね、準備が整い次第、販売を開始される予定です。本町は酪農業が盛んで、堆肥の原材料は十分に確保できる状況にあり、堆肥センターをしっかりと稼働させ、施設の経営改善はもとより資源を有効活用することで、循環型農業につなげてまいります。

次に、来島牧場の増頭に係る整備事業についてであります。

令和3年度に着工された来島牧場の畜舎等建設整備及び機械整備につきましては、今月に全ての事業が完了することから、今後は約400頭を増頭してスタートされます。併せて、生乳出荷や飯南町和牛改良組合等と連携した受精卵移植事業などを進められることから、将来の本町の畜産振興に大きな力となってきますので、今後にも必要に応じて支援してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

本町の豊富な森林を有効に活用するには、原木生産の効率化を図ることが重要となります。特に、伐期を迎えまとまった資源のある山林においては、原木搬出に特化した路網の整備が効果的であり、新たに林業専用道の開設に取り組みたいと考えております。Jークレジットにつきましては、本年度はこれまでに395t-CO₂を販売しております。また、Jークレジットを通じた伊丹市との交流も行っており、昨年11月には同市で開催された環境イベントにおいて、本町のどんぐりが市民の方に配布されました。伊丹市からは、このどんぐりから育てられた苗木を活用し、新年度は本町に植樹する取組を実施したいとの考えを伺っております。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

令和3年度以降休止しておりました、国の補助事業による防護柵等の支援につきましては、事業の再開を計画しております。今後は、地域の要望を伺いながら農地への獣害対策に取り組んでまいります。イノシシの豚熱の感染につきましては、陽性の個体数が増加してきていることから、経口ワクチンの散布を継続し、感染防止に努めてまいります。

次に、大しめなわ創作館開館10周年についてであります。

平成26年9月にオープンした大しめなわ創作館は、新年度に開館して10年を迎えます。この間、出雲大社神楽殿への日本最大級の大しめ縄の奉納をはじめ、全国各地の神社や

商業施設のみならず、海外からの注文もあり、いずれも好評をいただいております。また、小学生を対象にしたしめ縄づくりの体験活動などを通じて「大しめ縄の里飯南町」の文化伝承の役割も担っています。10周年を記念して、正面玄関のしめ縄の架け替えと、記念イベントを実施したいと考えております。

次に、い〜にゃんPAYの普及・利用促進についてであります。

昨年12月にスタートした地域通貨い〜にゃんPAYですが、2月末日現在の加入率は90.5%と大変多くの方々に加入いただいている状況です。現在は、買い物をしてポイントを貯める・使うといった、ポイントカード的な利用が多いものと承知しておりますが、急速に進むキャッシュレス化を見据え、現金チャージ機能の積極的な活用に向けた利用促進支援も進めてまいります。

また、住民健診の受診や長生き体操への参加、子育て世代への生活用品給付といった行政が発行するポイントの付与も予定しており、事業主体である商工会と共に、い〜にゃんPAYの普及・利用促進に努め、町内での経済循環の活性化につなげてまいります。

次に、道の駅EV充電設備の更新についてであります。

道の駅赤来高原のEV充電設備につきましては、故障により令和4年3月末で休止しており、本年度に新たな充電設備を整備することとしておりましたが、民間のEV充電設備事業者より、国の補助事業を財源とした設備の設置及び維持管理について、提案を受けております。町としましては、メリットがあるものと判断しており、新年度の設置に向け準備を進めてまいります。

次に、飯南町ふるさとの森の施設譲渡についてであります。

飯南町ふるさとの森に設置しております「森のホテルもりのす」と「キャンプ施設及び周辺設備」につきましては、指定管理による運営をしておりますが、本年度末に指定管理期間が満了します。この間、指定管理者である株式会社ラウと管理中の施設等を譲渡することに関し、協議を進めてまいりましたが、合意に至ったところであります。このことから、建物及び設備の売買契約を締結したいと考えており、関係条例の廃止を本定例会に提案しております。

次に、連坦地の街路灯更新についてであります。

本年度は、頓原地域の老朽化した街路灯について、更新工事を行いました。新年度につきましては、赤来地域の更新を行う計画にしており、準備が整い次第、LEDの街路灯を近傍の電柱に共架する工事を行い順次更新してまいります。

次に、スキー場の機能強化についてであります。

2030年開催予定の国民スポーツ大会冬季大会競技の県内練習場拠点として、琴引スキー場の機能強化を本年度から2か年で行なっております。新年度は、本年度に引き続きスノーマットの更新、また、製氷機本体の分解検査と製氷装置の更新を予定しています。

先月、山形県で開催されました国スポ冬季大会へも、本町から高校生3名を含む4名が出場しております。こうした選手の育成環境が整うことで、競技人口の増加、育成選手の競技力の向上につなげ、2030年国スポでの選手の活躍を期待したいと思います。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。

コロナウイルスは、来月からB類疾病に位置付けられ、インフルエンザと同等の取扱いとなることから、新年度のワクチン接種につきましては、自己負担が生じるとされます。国は、定期接種の開始を秋以降とされていることから、今後の接種方法等につきましては、情報を確認次第、町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

次に、次期自死予防計画の策定についてであります。

新年度は、次期自死予防計画として、飯南町健康（まめ）ごころ推進計画を策定します。精神疾患の外来患者数は年々増加しております。メンタル不調は誰にでも起こりうることですが、まだまだ病気への偏見があり、早期受診につながらない現状があります。現行の計画は、新年度が最終年度となります。成果を振り返りつつ、住民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていけるよう、次期計画を策定してまいります。

次に、介護保険事業計画の策定についてであります。

雲南広域連合において、先月、雲南圏域における第9期介護保険事業計画が策定されました。この計画は、令和6年度から令和8年度までを期間とするものであり、基本理念は第8期計画を継承し「いつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域の実現」とされております。

今回の計画では、負担能力に応じた保険料を納めていただく観点から、所得段階を10段階から13段階とし、月額保険料の基準額が5,900円から6,000円に引き上げられますが、住民税非課税世帯の保険料率を引き下げることによって、低所得者の保険料上昇の抑制が図られています。

介護分野からの人材流出が懸念される中であっても、公的なサービスや介護事業所といった地域の資源が引き続き町民の皆様の要望に応えられるよう、地域全体で高齢者を支えていく体制整備に引き続き取り組んでまいります。

次に、今後の高齢者福祉事業のあり方についてであります。

住民が最期まで住み慣れた地域で生活できるよう、将来にわたって持続可能な高齢者福祉事業を維持するために、高齢者福祉基本計画検討委員会を設置し、協議を重ねております。町内における今後の在宅サービスや施設サービスの方向性をまとめ、次期飯南町総合振興計画にその内容が盛り込めるよう、引き続き検討してまいります。

次に、国民健康保険料水準の統一についてであります。

保険料水準の統一は、国が推進するとともに、各都道府県においても統一に向けた検討が進められており、全国的な流れとなっています。島根県では、将来的に県内の保険料水準を「完全統一」することを見据え、令和12年度の保険料算定までに、県内の「納付金ベースの統一」を目指すこととされています。

新年度は、県と19市町村が統一における課題を整理し、定義や範囲に関して合意形成を行い、統一のあり方を検討してまいります。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

病院事業の新年度の医師の体制につきましては、引き続き島根県、島根大学などと、非常勤の先生方のご理解、ご協力により、本年度と同様の診療体制を維持できる見込みであり、地域に必要な医療を提供できると考えております。

医師の体制が維持できる背景には、総合的な医療や地域包括医療・ケアを経験する機会を求めている若い医師が、本町での勤務を希望していることがあります。このことは、これまでの総合診療医を中心とした病院運営や本町の地域包括医療・ケアの取組によるものであると思っております。

医療従事者の確保・育成は、病院事業の安定化・維持に必要不可欠なものです。しかしながら、職員が経験を重ねる過程では、町民の皆様にご不便などをお掛けすることもあるかと思います。ご理解とご協力をお願いし、町民の皆様とともに地域医療の維持に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、「子育て世代が住みたい田舎」全国1位獲得についてであります。

宝島社が発行された「田舎暮らしの本2月号」において、住みたい田舎ベストランキングが掲載され、本町は人口1万人未満の町のうち、「子育て世代部門」において全国第1位を獲得いたしました。本町は、このランキングにおいて、6年連続で3位以内に選ばれていましたが、改めて全国第1位に選ばれたことを誇りに思いますとともに、引き続き定住相談会の開催や本町の情報発信に努めながら、移住定住人口の増加につなげてまいります。

次に、定住相談の業務委託についてであります。

本町における移住定住対策につきましては、様々な施策により、毎年一定の成果をあげておりますが、移住後の相談など、移住者からの要望に答えきれていない部分もあります。このことから、移住定住に関する多岐にわたる相談に対し柔軟に対応していくため、定住相談を業務委託したいと考えております。

委託先として、特定非営利活動法人里山コミッションと調整しておりますが、同法人は、県の補助金を活用し、既にUIターン者向けの交流事業や相談業務を独自に実施されております。来月から、「移住定住に関する相談支援業務全般」と「空き家バンクに関する業

務」などを委託する予定であり、関係人口の創出・拡大や移住定住の更なる促進につながるよう、連携を図りながら業務を進めてまいります。

次に、定住住宅の整備についてであります。

八神地区におけるセミオーダーによる定住促進賃貸住宅につきましては、本年度は2棟整備し、既に入居者も決定しております。新年度においては、同敷地内に新たな住宅を1棟整備したいと考えております。他の定住住宅と共に入居者の募集を行う予定であり、移住定住の促進につなげてまいります。

次に、公営住宅の整備についてであります。

新たな公営住宅の整備につきましては、頓原地内での単身用住宅の整備に向け、本年度に設計を実施しており、新年度において6戸建て2棟を建築することとしております。古城団地のバリアフリー等の改修工事につきましては、令和3年度から計画的に進めており、新年度に完了する予定であります。

次に、公共交通の見直しについてであります。

本町の公共交通につきましては、これまでも利用状況も踏まえて時刻表を改正するなど、随時運行体系の見直しを実施してきたところですが、本町全体の公共交通計画の見直しが必要な時期に来ているものと考えております。

新年度におきましては、通学・通勤や通院など、利用者が利用しやすく、効率的な公共交通のあり方について関係者と協議を重ね、次期公共交通計画の策定を進めてまいります。

赤名地区のデマンドバスにつきましては、利用が少ない状況が続いておりましたが、来月より来島診療所まで路線を延伸するよう、運行エリアを見直します。これにより、特に上赤名地区、下赤名地区の皆様には乗り換えなしで医療機関へ直行することが出来るようになり、利便性の向上が図られると考えております。

自動運転赤名線につきましては、住民利用が伸び悩んでいることから、赤名地区の皆様との意見交換も実施したところですが、今月末をもって運行を一旦休止することとしました。休止となる期間においては、自動運転車両の多方面での利活用の可能性について研究し、関係機関とも協議する中で、今後の方向性について決定したいと考えております。

次に、災害時における燃料供給に関する協定の締結についてであります。

島根県石油協同組合飯南支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を先月16日に締結いたしました。この協定により、災害時等において、町内の避難所やライフラインの維持に重要な施設等に、石油類燃料を可能な範囲で優先的かつ安定的に供給いただけるようになり、心強く思うところであります。

次に、地域防災力の向上についてであります。

本年度は、まち全体の防災訓練において「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の指定を踏まえた避難行動、避難場所の開設と避難状況報告などの訓練を実施しました。訓練後に行っていたいただいた地区内での話し合いでは、備蓄の必要性を共有したという意見が多くあり、また、元日に発生した能登半島地震では、食料や生活用品などの物資が不足している報道もありました。このことから、新年度は気象防災アドバイザーと連携し、最近の気象状況や備蓄品の備えなどについての出前講座を検討しており、多くの地区で活用いただきたいと考えております。

次に、国道54号（三次～松江間）改良促進期成同盟会についてであります。

国道54号の防災・老朽化対策を促進するため、沿線の三次市、松江市、雲南市の賛同を得て、国道54号（三次～松江間）改良促進期成同盟会を設立しました。

1月29日、本町において設立総会を開催し、私が会長を拝命いたしました。早速先月には、国土交通省や島根県及び広島県選出の国会議員に対し、特に赤名・晴雲両トンネルの老朽化に伴う改築など、要望活動を実施しております。新年度は、国道54号の改良促進が図られるよう、構成市町と連携しながら取り組んでまいります。

次に道路網の整備についてであります。

町道改良につきましては、町道八神千原線、町道頓原長谷線の完成に向け、引き続き進捗を図ってまいります。町道新市赤名線につきましては、測量設計が終わり、新年度において用地取得を行います。町道芦原鋳物屋線につきましては、橋の詳細設計及び用地測量を実施いたします。県事業の農道整備につきましては、真木張戸線は、引き続き完成に向け事業推進が図られます。新規路線の栗屋谷線及び弓取線、張戸山手線、長谷坪野線は、本体工事に着手し、安江中線は用地買収、瀬戸線は測量設計を実施される予定であります。

次に、災害復旧事業についてであります。

令和3年7月豪雨災害の復旧工事については、総数195件中、河川災害9件と林道災害11件を残すところとなりましたが、その中で河川災害につきましては、県の災害復旧工事も数多くある中、人員の確保等の要因から、更なる事業年度の繰越をせざるを得ない状況となっております。

本年度に発生した公共土木施設災害5件、農地・農業用施設災害7件につきましては、鋭意復旧に努めておりますが、年度内での復旧が難しく、新年度に繰り越して事業完了する見込みであります。

次に簡易水道・下水道の整備についてであります。

簡易水道事業につきましては、本年度に前倒しして事業化した赤名地区の石綿管更新工事及び宇山浄水場濁水対策の設計業務を、引き続き行ってまいります。

下水道事業につきましては、合併処理浄化槽設置を継続するとともに、引き続き下水

道接続率の向上を図るとともに、既存の施設の適切な維持管理に努めてまいります。

八神地区の農業集落排水は、遠方監視装置等の更新工事を実施いたします。

次に、雲南圏域ごみ処理施設の整備についてであります。

雲南市、奥出雲町、飯南町の3市町で行っております次期一般廃棄物処理施設整備の検討状況につきましては、用地選定検討委員会を設置し、建設候補地の選定を重点課題として検討を進めてきました。すでに候補地の抽出を終えており、現在は適地選定に向けた評価基準の作成について、専門家からのご意見もいただきながら進めているところです。今後も引き続き、早期に用地確保ができるよう、取り組んでまいります。

次に、令和5年度一般会計補正予算についてであります。

この度の補正につきましては、一般寄附金、ふるさと応援寄附金・企業版ふるさと応援寄附金の増額を計上しております。本町を応援していただく方の意に沿えるよう、有効かつ大切に活用してまいります。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。歳出につきましては、入込客減少に伴う琴引スキー場臨時管理費に2千2百万円などを追加しておりますが、それぞれの事業の完了や精査に伴う減額、基金への戻し入れなどにより、総額としては4千7百万円余の減額補正としております。

次に、令和6年度当初予算の概要についてであります。

一般会計予算総額は、対前年10.2%、7億4千万円余の増額となる、80億5千4百万円余を計上しております。昨年度においては、災害復旧を優先するために公共工事など事業量を抑えた編成としていましたが、新年度につきましては、頓原連坦地への単身向け公営住宅整備に2億8千万円余、来島地区への滞在型地域交流拠点整備に3億円余、国スポ選手育成へ対応するための琴引スキー場機能強化事業に1億1千万円余などを計上し、また道路改良事業も徐々に事業量を平常に戻しつつ、地域経済の循環につながる増額予算編成としたところです。

新年度の新たな取組として、先ほど申し上げた大型事業のほかに、

- ◆病児・病後児保育の環境整備に6千6百万円余、
- ◆志々小学校耐震診断設計事業に9百万円余、
- ◆不登校児童生徒支援事業に6百万円余、
- ◆獅子・野萱・上赤名地内へのリースハウス整備10棟に1億円余
- ◆飯南米の付加価値を高めるためのみどり認定推進事業に3百万円余
- ◆水田園芸推奨品目であるさつまいも産地化事業に3千万円余
- ◆次期総合振興計画の策定に7百万円余、
- ◆町制発足20周年記念行事に4百万円余

これらを主な新規事業としており、全体としては37事業、11億4千万円余を計上しております。

また、病院事業会計につきましては、電子カルテ更新の完了のため、前年比１億３千万円余減の１４億７百万円余とし、簡易水道事業会計につきましては４億９百万円余、下水道事業会計につきましては５億７千万円余をそれぞれ計上しております。

以上、町政を運営するにあたっての私の基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。まちの将来像である「笑顔あふれるまち飯南町」の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。引き続き、町政運営のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今回提案いたします議案は、議決を要する案件２７件、令和５年度一般会計補正予算（第９号）など、予算案件１２件であります。提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、１０時３５分といたします。

午前１０時１６分休憩

.....

午前１０時３３分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第６ 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第６、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに議案第３号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第４号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第５号、飯南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。議案第３号について説明をします。

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和６年３月５日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。制定分ですけれども、説明のほうはめくって2ページのほうをご覧ください。

はじめ提案理由です。地方自治法等の一部改正に伴い、おのおの条例が引用している法律の条項のずれが生じたため、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。先ほど言いました改正する4つの条例です。ア、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例。イ、飯南町監査委員条例。ウ、飯南町病院事業の設置等に関する条例。エ、飯南町公営企業の設置等に関する条例、この4つの条例であります。

(2) その4つの条例の改正内容ですけれども、地方自治法の一部改正による、先ほど言いました条項のずれを改正するもので、一つ目、ア、地方自治法「第243条の2」を「第243条の2の7」に改正し、二つ目、イ、地方自治法「第243条の2の2」を、「第243条の2の8」に改正するものです。

(3) 地方自治法施行令の一部を改正する条項のずれの改正で、上の(1)のアの条例のみ、地方自治法施行令「第173条」を「第173条の4」に改正をします。

(4) 施行期日は、令和6年、本年4月1日としています。

次のページからは新旧対照表ですので、ご確認をください。議案第3号については以上です。

続きまして、議案第4号について説明をします。

議案第4号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（令和元年飯南町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。改正分ですけれども、ページをめくってもう一つめくっていただきまして3ページのほうをご覧ください。

はじめに提案理由です。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等について所要の改正を行うもので、その改正条例の概要につきましては、(1) 条例の題名の改正です。本改正は、期末手当を新たに支給することができるように改正するもので、これまでの題名に勤勉手当も読み取れるように、次のように改正します。「飯南町会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改正をします。

(2) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正です。第5条関係となりまして、期末手当の支給割合を表のように改正をします。6月、12月ともに100分の117.5に期末手当は減じます。

(3) 冒頭でも申し上げましたように、新たに勤勉手当を支給する割合です。これ6条

関係となりまして、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とするとしており、勤勉手当の支給割合を6月、12月ともに100分の97.5と新たに定めるものです。このことによりまして、これまで年間100分の250、すなわち2.5か月だったものが、新設されることに伴いまして、4.3か月。2.5か月が4.3か月ということになります。この月数につきましては、職員と同じ水準となります。

これらのことはですね、先ほど冒頭申し上げましたように、地方自治法の改正によるもので、総務省の通知によりまして常勤職員と同じ取扱いにするようにと改められまして、県下全自治体の同一の取扱いとされるということです。

なおこの改定に伴う影響額のほうですけども、一般会計で71名在籍しております。71名分で2,070万円余りとなりまして、病院とか特会も合わせた総数は全体で121名、全体で121名。3,498万7,000円となります。

施行期日のほうは新年度令和6年4月1日としております。

次のページからは新旧対照表ですのでご確認をください。議案第4号につきましては、説明は以上です。

続きまして、議案第5号について説明をします。

飯南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯南町条例第38号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。改正分ですけども、説明をめぐって2ページの説明資料説明します。

はじめに提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、以下「改正法」と言いますけども、の施行に伴いまして、個人番号の利用範囲について所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要ですけども、定義の追加を行います。第2条関係となりますけども、この改正法によりまして、「特定個人番号利用事務」と「利用特定個人情報」この2つの定義を追加するものであります。

(2) 個人番号の個別具体事務の委任として、個人番号の利用に関して必要な事務は規則で定めるということにしております。

3. 施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日としています。具体的には5月1日が想定されているようですが、施行の日としています。

次のページからは新旧対照表ですのでご確認をください。議案第5号につきまして説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 6 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。それでは議案第 6 号について説明します。

飯南町消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年飯南町条例第 158 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページに改め文をつけておりますが、朗読を省略して、2 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。改正内容は、損害補償に係る補償基礎額の改定です。アは消防団員の補償基礎額、イは消防作業従事者等の補償基礎額についての改正になります。

3. 施行期日です。令和 6 年 4 月 1 日で、経過措置によりまして、改正後の規定は令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償、及び令和 6 年 4 月 1 日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用されます。

3 ページ以降に新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 7 号、飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 7 号について説明します。

飯南町定住及び雇用促進条例（平成 19 年飯南町条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目は改正文をつけておりますが、読み上げを省略します。2 ページをご覧ください。説明資料です。

1 つ目の提案理由です。住宅整備助成金及び住宅改修助成金の申請方法について、他の定住に関する住宅の補助金にあわせまして、事前の申請としたいと考えておりますので、所要の改正を行うものです。

2つ目の改正条例の概要です。先ほど申しました住宅整備助成金及び住宅改修助成金に関する規定を削除するものです。第3条第4条第5条が対象となります。
削除した助成金に関する規定につきましては、新たに要綱を制定して対応してまいりたいと考えております。

施行期日は令和6年4月1日としております。

3ページ以降には新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第8号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第9号、飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。議案第8号について説明します。

飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例（平成27年飯南町条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次ページ以降改正文をつけております。3ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。令和5年度整備分の園芸作物生産施設の設置に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。リースハウスが新たに完成することに伴い、上赤名園芸作物生産施設3号を追加するものです。地番は上赤名1076番地1となります。

3. 施行期日。規則に定める日としております。

裏面に位置図をつけております。議案第8号についての説明は以上です。

続きまして、議案第9号について説明いたします。議案第9号です。

飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例（平成22年飯南町条例第3号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

2ページの説明資料をご覧ください。

提案理由です。飯南町ふるさとの森の宿泊施設及びオートキャンプサイト等を普通財産へ用途変更することに伴い、関係条例を廃止するものです。

2. 廃止条例の概要です。

(1) 飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例の廃止です。現在、宿泊施設及

びオートキャンプサイト等は指定管理委託しています。指定管理先と譲渡に向けての交渉を行い、このたび、宿泊施設、キャンプサイト等について、一括譲渡の合意に至りましたので、施設の譲渡に伴い条例を廃止するものです。

(2) 飯南町ふるさとの森管理基金条例の廃止。上記条例の廃止に伴い、管理基金条例も廃止をするものです。

3. 施行期日。令和6年4月1日としております。議案第9号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第10号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第10号について説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成17年飯南町条例第98号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページの改正文の読み上げを省略しまして、4ページからの説明資料でご説明いたします。4ページをご覧ください。

1. 提案理由です。国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布されまして令和6年4月1日付で国民健康保険料の見直しが行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。はじめに（1）保険料賦課限度額引上げに伴う負担軽減、これは第13条の6の12ですが、中間所得層の被保険者の負担に配慮する目的で、保険者の限度額の見直しがあり、後期高齢者支援金等を賦課額にかかる賦課限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものです。

（2）軽減措置の拡大に伴う負担軽減、これは第17条第1項第2号と第3号ですが、低所得者の被保険者の負担を軽減する目的で、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の見直しがありまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の29万円から29万5,000円。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

（3）特例対象被保険者（非自発的失業者）の判定基準の特例ですが、これは第16条第1項関係です。高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者世帯を対象に設定している判定基準の特例として、先ほどの（2）の軽減措置の見直しに準じることとする

ものです。

(4) 退職者医療制度廃止による改正及び削除。これは改正が第9条の3から次のとおりと、削除が第13条の2から第13条の5の2と、次のページをご覧ください。

第13条の6の7から第13条の6の11までですが、退職者医療制度が廃止されることを踏まえて、退職被保険者に係る条文を削除し、「一般被保険者」を「被保険者」に修正するものです。

(5) 運営協議会の委員定数の減、これは第2条関係ですが、他市町村の動向及び被保険者数の減少に伴い、運営協議会の委員定数を4人から3人に変更するものです。

3. 施行期日です。令和6年4月1日で、次のとおり経過措置がございます。

なお、次のページから新旧対照表を載せておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第11号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。それでは議案第11号について説明します。

飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯南町条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

1 ページに改正文をつけていますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明します。2 ページをお願いします。

まず、1. 提案理由です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要ですが、まず一つ目が、デジタル化社会に伴い、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うもので、まず第5条は、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるもの。第23条は、施設の重要事項について、書面提示に加え、インターネット等を利用して公衆のいずれに供しなければならないこととする内容となっています。

また2番目は、項ずれによる改正で、第15条関係です。

3つ目、施行期日は令和6年4月1日としております。

3 ページから新旧対照表をつけていますので、ご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 12 号、飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。それでは、議案第 12 号について説明します。

飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年飯南町条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目の改定分は省略して、2 ページ目の説明資料で説明いたします。

1. 提案理由です。水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することになり、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。第 4 条第 6 号関係になります。厚生労働大臣を国土交通大臣に改める。

3. 施行期日です。令和 6 年 4 月 1 日からとします。

3 ページ目に新旧対照を付けておりますので、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 13 号、広島市と飯南町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議案第 14 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更について、議案第 15 号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定について、議案第 16 号、公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定について、及び議案第 17 号公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についての 5 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 13 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり締結することについて、広島市と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目は別紙をつけております。2 ページから 6 ページまでは別紙に関連する別

表をつけておりますが、読み上げは省略させていただきます、7ページの説明資料をご覧ください。

一つ目、提案理由です。広島市と本町が、広島広域都市圏に基づく連携の形成について、連携協約を締結するため協議を行うものです。

二つ目、連携協約の概要です。第1条に目的を定めております。広島市と本町が圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、圏域の経済を活性化し自立的で持続的な発展を図るということが掲げられております。

第2条に基本方針です。次に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るということで、別表のほうに3つの区分があります。

1つ目が、圏域全体の経済成長のけん引。2つ目が、高次の都市機能の集積・強化。3つ目が、圏域全体の生活関連機能サービスの向上ということであります。

第3条には、連携を図る取組及び役割分担ということで、先ほどの2ページから6ページの別表の中に具体的な役割分担等が定められております。

第4条につきましては、さらに細かい取組を推進していくための広島広域都市圏発展ビジョンというものが定められております。

第5条には連絡会議、第6条には連携協約の変更及び廃止を定められております。

3つ目に、施行期日です。こちら連携協約の施行期日になります。令和6年4月1日となっております。

こちら議決いただきましたら、協議のほうですね3月28日に広島市のほうで予定しております。あわせて締結式も行いたいと考えております。説明は以上です。

続きまして、議案第14号について説明します。

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

1ページ目には計画書をつけておりますが、読み上げは省略いたします。2ページ目の説明書をご覧ください。

1つ目の提案理由です。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、公共的施設の整備が必要となり総合整備計画を変更するものです。

2つ目、計画変更の概要ですが、1つ目の辺地名、志々辺地です。

施設名が町道整備になります。町道芦原鋳物屋2号線整備事業になります。

3つ目、変更手続を要する事業費の量は、町道整備ということで3,400万円の増ということになります。

3ページ目には、県からの協議の回答をつけておりまして、4ページ目には、辺地の新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。議案第14号の説明は以上です。

続きまして、議案第15号について説明いたします。

公の施設（谷農村公園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

1ページをご覧ください。

公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、谷農村公園。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町井戸谷478番地1。

谷自治振興会 会長 永田一博。

3. 指定する期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、本施設につきましては、その性格などを考慮しまして地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者として選定するものであります。

なお、この後に説明します議案第16号及び議案第17号につきましても、同規定に基づき選定しております。議案第15号については説明は以上です。

続きまして、議案第16号について説明します。

公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

1ページをご覧ください。

公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、上赤名農村公園。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町上赤名 395 番地 7。
上赤名自治振興協議会 会長 三上光一。
3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。
議案第 16 号について説明を終わります。

続きまして議案第 17 号について説明します。

公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目をご覧ください。

公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、上赤名介護予防拠点施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町上赤名 395 番地 7。
上赤名自治振興協議会 会長 三上光一。
3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。
議案第 17 号について、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 18 号、公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者の指定について、及び議案第 19 号、公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者の指定についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。議案第 18 号について説明します。

公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目をご覧ください。

公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町大しめなわ創作館。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町花栗 54 番地 2。

飯南町注連縄企業組合 代表理事 菅 武志。

こちらは、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない選定としております。

3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。議案第 18 号についての説明は以上です。

続きまして、議案第 19 号について説明します。

公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページをご覧ください。

公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、飯南町下赤名放牧場。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下赤名 328 番地 6。

飯南町和牛改良組合 組合長 那須道弘。

こちらも、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない選定としております。

3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間です。議案第 19 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 20 号、公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第 21 号、公の施設（来島高齢者冬期宿泊センター）の指定管理者の指定について、及び議案第 22 号、公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者の指定についての 3 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 20 号について説明します。

公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、来島高齢者生活福祉センター。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町野萱 1826 番地 2。社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会 会長 小野 彰。

3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

飯南町の福祉の向上を図るため飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない選定としておりまして、引き続き指定管理者として指定するものです。次の 21 号 22 号についても同様に説明させていただきます。議案第 20 号についての説明を終わります。

続きまして、議案第 21 号について説明します。

公の施設（来島高齢者冬期宿泊センター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、来島高齢者生活福祉センター。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町野萱 1826 番地 2。社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会 会長 小野 彰。

3. 指定する期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

続きまして、議案第22号を説明します。

公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、赤名ファミリーケアセンター。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下赤名1919番地1。
特定非営利活動法人 あかぎ福祉会 理事長 岡田博文。

3. 指定する期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。
よろしくお願いします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第23号、公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第23号について説明します。

公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

1 ページをお願いします。

公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、赤名ふれあい公園。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下赤名876番地。

赤名自治振興協議会 会長 岩佐 実。

3. 指定する期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

なお本施設については、その性格などを考慮し、地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として、現在管理している地元団体を選定するものです。議案第23号について説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第24号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第24号について説明します。

公の施設（川尻公民館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、川尻公民館。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町下来島1762番地9。
川尻自治会 会長 戸谷茂樹。

3. 指定する期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお本施設については、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが有効と判断されるため、飯南町の公の施設に係る指定管理者の指定管理手続に関する条例第5条の規定により、公募によらない選定としました。議案第24号については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第25号、公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定について、議案第26号、公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について、及び議案第27号、公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○基幹支所長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石頓原基幹支所長。

○基幹支所長（深石 尚志） 番外。議案第 25 号について説明します。

公の施設（角井自治会館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、角井自治会館。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町角井 419 番地 2。
3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

本施設につきましては、引き続き自治会で運営をしていただくために、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない指定管理者として指定するものです。議案第 25 号についての説明は以上です。

続いて、議案第 26 号について説明します。

公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、都加賀介護予防拠点施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町都加賀 274 番地 3。

都加賀自治会 会長 日野 均。

3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

本施設につきましては、引き続き自治会で運営をしていただくために、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない指定管理者として指定するものです。議案第 26 号についての説明は以上です。

続いて、議案第 27 号について説明します。

公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。

公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、長谷介護予防拠点施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者、島根県飯石郡飯南町長谷 517 番地 1。

長谷自治会 会長 石橋洋司。

3. 指定する期間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

本施設につきましても、引き続き自治会で運営をしていただくために、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、公募によらない指定管理者として指定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 28 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。それでは議案第 28 号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページです。

1. 権利を放棄する債権の名称。水道料金です。
2. 放棄する債権の内容、調定年度、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の 3 年間で、債権者 1 名、件数 12 件、合計 4 万 6,150 円となります。
3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が死亡しており、回収が困難な債権であることです。

次のページに別紙として放棄理由別の内訳をつけておりますので、ご確認をお願いします。

3 ページ目をご覧ください。今回、放棄に関する議案を、この議案第 28 号と議案 29 号の 2 議案提出させていただいております。それぞれ債権放棄の世帯別の一覧をこちらにつけておりますのでご覧ください。

放棄理由につきましては、ア、本人死亡、所在者不明が 2 世帯、イ、生活保護またはそれに準ずるものは 1 世帯の合わせて 3 世帯です。合計件数は 15 件、合計金額は 17 万 3,500 円という内容となっております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 29 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 29 号です。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページです。

1. 権利を放棄する債権の名称。診療収入。
2. 放棄する債権の内容。調定年度、令和元年度。債務者数 2。件数 3。金額 12 万 7,350 円。
3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が死亡又は生活保護で回収が困難な債権であること。

次、2 ページに別紙として、調定年度、放棄理由別の資料を付けておりますのでご覧ください。議案第 29 号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 30 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,730 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 4,431 万 2,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に8,186万8,000円を追加し、41億31万7,000円。

款、分担金及び負担金。既決額に34万5,000円を追加し、6,552万円。

款、国庫支出金。既決額から688万5,000円を減額し、7億7,688万8,000円。

款、県支出金。既決額に74万円を追加し、6億3,358万9,000円。

款、財産収入。既決額に152万6,000円を追加し、1億2,670万円。

款、寄付金。既決額に2,849万円を追加し、1億9,242万1,000円。

款、繰入金。既決額から1億1,070万円を減額し、2億4,950万円。

款、諸収入。既決額から1,478万4,000円を減額し、1億6,981万5,000円。

款、町債。既決額から2,790万円を減額し、7億3,680万円。

歳入合計。既決額から4,730万円を減額し、79億4,431万2,000円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。

款、総務費。既決額から1,545万2,000円を減額し、14億9,515万円。

款、民生費。既決額から2,260万3,000円を減額し、15億853万7,000円。

款、衛生費。既決額から445万6,000円を減額し、9億1,703万1,000円。

款、農林水産業費。既決額から324万1,000円を減額し、7億755万3,000円。

款、商工費。既決額に771万4,000円を追加し、5億7,748万1,000円。

款、土木費。財源変更のため補正増減はなく、6億8,170万6,000円。

款、消防費。既決額から653万5,000円を減額し、2億4,520万8,000円。

款、教育費。既決額から272万7,000円を減額し、4億4,655万1,000円。

歳出合計。既決額から4,730万円を減額し、79億4,431万2,000円。

ページをおめくりください。4ページ、第2表 繰越明許費補正の追加です。

款、総務費、項、総務管理費。事業名、地域振興臨時管理費1,045万円。滞在型地域交流施設について、周辺地域に配慮した施設配置等の再検討に時間を要したため繰り越すものでございます。

款、農林水産業費、項、農業費。事業名、農地耕作条件改善事業 2,321 万 1000 円。施行区内に湧き水が多数確認され、その処理に不測の日数を要したため繰り越すもの。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費。事業名、町道新市赤名線整備事業交付金 300 万円。用地測量に時間を要したため用地買収費を繰り越すもの。

続く、町道頓原長谷線整備事業交付金 2,750 万円は、上下水道管の支障移転に時間を要したことにより繰り越すもの。

続く、町道八神千原線整備事業交付金 2,100 万円は、工法協議に時間を要したことにより繰り越すものです。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費。事業名、現年補助農地災害復旧事業 730 万円。

続く、現年補助、農業用施設災害復旧事業 4,752 万 9,000 円は、いずれも令和 3 年、4 年災害の復旧工事を優先したことにより、今年度発注の災害復旧工事の年度内完了が困難となったものでございます。

次に、過年補助の林道災害復旧事業 5,540 万円は、河川災害復旧工事や林道の入口側から順次復旧しなければ現場に入れないといったことにより、繰り越すものです。

項、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧事業 2,960 万円は、令和 3 年、4 年災害の復旧工事を優先したことにより、今年度発注の災害復旧工事の年度内完了が困難となったものです。

以上、説明したとおり、多くの事業を繰り越すこととしております。今後これらの事業も可能な限り早期の事業完了に努めます。また、6 月定例会において繰越し計算書の報告にあわせ進捗状況を報告します。

ページをおめくりください。続いて 5 ページ、第 3 表 債務負担行為補正、変更です。

事項、飯南町小規模事業者経営改善資金等利子補給金（新型コロナウイルス感染症関連資金）につきましては、限度額を 17 万 5,000 円追加し、927 万 5,000 円。こちらは新規申込み、あるいは借換えによる変更申請があったことに対応するため追加するものです。

続く、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和 5 年度分）につきましては、期間を 2 年延長し、令和 10 年度まで、また、限度額を 410 万円追加し、1,570 万円。こちらは助成対象となる薬剤師について、修学年限が 6 年度分ということでこれを支援するために、また、看護学生・介護学生につきましては、それぞれ予定人数の増減があったことから、期間と限度額を追加するものです。

同じく医療及び福祉従事者確保対策助成金の、こちらは令和 6 年度分について、限度額を 510 万円追加し、2,810 万円。こちらは外国人介護福祉士の採用計画数が 3 名増加し、8 名となったため追加するものです。

ページをおめくりください。続いて6ページ、第4表 地方債補正の変更です。

起債の目的、定住促進対策事業債。2,200万円減額し、3,750万円。八神の定住促進住宅整備事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、過疎地域持続的発展特別事業債。360万円減額し、1億3,690万円。創業支援、国道54号活性化事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、農業施設整備事業債。250万円増額し、2,080万円。こちらは堆肥センターのペレット堆肥製造機の事業費確定に伴う増額です。

次に、農業基盤整備事業債。120万円増額し、5,180万円。こちらは農道保全対策に係る県の補正予算の増額による増額です。

次に、消防施設整備事業債。700万円減額し、3,020万円。こちらは消防軽積載車の購入経費確定による減額です。

最後に、公共土木施設災害復旧債。100万円増額し、2,000万円。過年度の災害復旧事業の補助金確定による増額です。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、歳入、総括です。8ページです。歳入のほうは説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

国県支出金1,836万1,000円の減。地方債2,890万円の減。その他特定財源328万7,000円の増。一般財源332万6,000円の減です。

ページめくっていただきまして、歳入明細です。9ページ。

款、項、目ともに地方交付税、普通交付税を今回の財源としております。普通交付税のほう過去最大の交付となる37億円余、特別交付税を4億と見込みまして合計41億を見込んでおります。今回の財源を活かしまして、後ほど説明します減債基金への戻入れの財源としております。

続く、款、分担金及び負担金、項、負担金。雲南市からの広域保育の受託料です。

次の、款、国庫支出金以降、歳入項目が49項目ありますが、そのうちのほとんどの34事業が、歳出事業の確定による増減補正をしております。歳出時、事業説明のときにその理由を申し上げますので、歳入については、大きなもの、あるいは特別なものについて説明をさせていただきます。

下のページ、10ページをめくっていただきまして、12ページ、下のページのほうです。12ページ、真ん中どころです。

款、項、寄付金ですけれども、一般寄付金で、先般の全協でもご報告しましたように、個人の方からのありがたいご寄付がありました。その補正。

その下、指定寄付金のほうは、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の貴重な寄付金であります。ふるさと納税は最終的にはですね、前年 4,000 万円増の 1 億 8,000 万前後と見込んでおります。また企業版ふるさと納税のほうは、当初の見込みの倍近い約 500 万を見込むところであります。

その下の款、繰入金、項、基金繰入金。先ほど申し上げましたように、地方交付税を活かしまして、減債基金へ今回 1 億 600 万余を繰入れを戻入れをしております。

ページめくっていただきまして、13 ページ、真ん中どころ、款、項、町債ですけれども、これ書いてあるのも、それぞれ充当事業の確定によるものなんですけれども、1 点ほど、最上段、定住促進対策事業債は、八神の定住促進住宅の建設戸数の変更による大きな減額であります。歳入につきましては、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 44 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

休憩前に引き続いて、議案第 30 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）の歳出について、関係課長より説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

補正書 15 ページからになります。歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費ですけれども、これ以降は人件費のほう为数か所出てきますけれども、後ほど給与明細書で一括説明をいたします。

○防災危機管理室長（田村 剛）

電算等臨時管理費につきましては、インターネットサーバー及びネットワーク機器更新業務の事業費確定による減額です。

目、財産管理費。電気通信施設臨時管理費につきましては、神戸川河川改修工事に伴う電線支障移転工事の事業費の確定による減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

目、企画費。広域連合負担金（一般分経常）につきましては、人件費の増に伴います負担金の増額です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

C A T V事業経常負担金につきましては、県連携装置更新工事の変更等による負担金の減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

国道 54 号活性化事業につきましては、実績によります委託料の減額です。

ふるさと応援寄附促進事業につきましては、ふるさと納税が想定よりも多かったことによりまして委託料等を増額するものです。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業につきましては、入札減によります実績による減額です。

続きまして、目、地域振興費。出身者会活動支援事業につきましては、近畿島根県人会等の開催の実績等によります減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、新エネルギービジョン推進事業につきましては、申請実績による減額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

地域おこし協力隊活動事業につきましては、地域おこし協力隊の任期に伴います減額、また、活動実績によります減額をしております。

続きまして予算書は 16 ページになります。

定住促進住宅整備事業につきましては、住宅の建設を当初 3 棟に予定しておりましたが、補助金との関連で 2 棟に減らしたことによる減額です。

集落支援活動事業につきましては、活動の実績によります減額です。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、派遣職員等の採用等に伴います補助実績による減額です。

教育魅力化推進事業につきましては、こちらは入札減による事業費の確定による減額です。

目、ダム対策費。ダム貯水池景観保全事業につきましては、委託金の確定によります財源の変更です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費につきましては、県の補助金の確定に伴います財源変更です。

赤名三次線運行費補助金については、赤名三次線の事業費確定による増で、利用人数の減少によります増額となっています。

それから公共交通機関利用促進事業については、県の補助金確定によります財源変更です。

続きまして生活路線バス車両更新基金積立金。こちらから概要書5ページになります。基金運用益の積立てによる増額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、目、基金費のほうです。基金運用益を6つの基金、6つの基金といいますのは減債基金積立金、それからページめくっていただきまして、17ページの若者女性応援基金積立金、この6つの基金のほうへ運用益を積み立てるものであります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、徴税費、目、税務総務費。一般職人件費については、年金に係る事務委託金の確定に伴います財源変更で、この委託金については激変緩和措置の終了に伴う減額となっています。

続きまして、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費については、戸籍システムの読み仮名対応によります改修が、新年度、令和6年度に見送りになったことによる減額とマイナンバーカードにローマ字表記の追加がありまして、この変更に伴うシステム改修費の増額となっています。

続きまして、住民基本台帳関係電算管理費。こちらについては先ほどの戸籍システム改修、読み仮名の対応について、6年度、新年度に見送りになったことによります減額で、通知書の郵送料について減額するものです。

○保健福祉課長（安部 農）

予算書18ページになります。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計繰出金は、社会保障税番号制度システム整備補助金の増による繰出金の減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事業については、申請状況、支給見込みによる減額です。

○保健福祉課長（安部 農）

目、老人福祉費。広域連合経常負担金（介護保険分）は、広域連合の総務管理費の減額の実績に伴う負担金の減額です。

後期高齢会計繰出金は、前年度の療養給付費確定による繰出金の減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、障がい者福祉費。特別障がい者手当支給事業については、年度内申請状況、支給見込みによる減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子ども・子育て支援対策事業については、子育て計画のアンケートを予定しておりましたが、業務委託を廃止し、内部で作成したことによります減額と、出生児童の減少に伴います出産祝い金の減額で、令和5年度現在までのところ出生児童は10名となっております。

それから目、児童措置費。児童手当費、対象児童の減額によります実績による減額となっています。

続いて、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費については、広域保育の委託料が広島市が増えたことによります増額です。

続いて、町立保育所業務委託については、ここから概要書6ページになりますが、雲南市からの広域保育を受託しておりまして、その受託料保護者負担金の確定に伴います財源変更です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

予算書19ページです。

目、母子父子福祉費。児童扶養手当支給事業については、年度内申請状況、支給見込みによる減額です。

○病院事務長（高橋 克裕）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。介護保険サービス事業会計繰出金につきましては、特別会計のほうで説明します。

○保健福祉課長（安部 農）

目、予防費。新型コロナワクチン接種対策事業は、接種希望者の取りやめやコロナ罹患による見送り等による接種回数の減に伴う委託料の減額です。

目、健康増進事業費。健康増進事業健康診査は、健康検診申込み者の取りやめや当日の体調不良等による見送り等に伴う実績の減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、三刀屋斎場の火葬炉更新事業につきまして、事業費の確定に伴います負担金の減額です。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。飯南町病院事業会計補助金、これにつきましては病院事業会計のほうで説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、次のページお願いします。

目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金については、いいしクリーンセンターにつきまして、手選別室の空調整備を取りやめたことによる減額。また、旧出雲エネルギーセンターの負担金の確定、可燃袋可燃ごみ収集袋製作に係る負担金の減額で、

あわせて、大きな減額となっております。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、農林水産費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会委員報酬ですが、農地利用最適化交付金の実績による増額となっております。

続きまして、農業委員会経常管理費ですが、こちらも、農地利用最適化交付金の実績による財源の変更となっております。

それから、目、農業振興費。地域おこし協力隊活動事業ですが、これにつきましては、休止期間が8か月間ありましたので、そちらによる減額となっております。

続きまして、農業振興費のスマート農業導入支援事業ですが、こちらにつきましては利用、申請実績による減額となっております。

続きまして堆肥センター臨時管理費ですが、これは事業費確定による減額と補助金の確定による財源変更となっております。

○建設課長（森山 篤）

目、農地費。ふるさと水と土保全対策事業は、基金運用益を積み立てるための増額です。

次に目、農道費。農道保全対策事業は、県の真木張戸農道整備事業費増に伴います負担金の増です。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて21ページ。目、国土調査費。国土調査事業補助事業は補助事業確定による減額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

同じく21ページ、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業ですが、こちらはガソリンスタンド支援による実績の減と、元気回復券の実績による減額となっております。

同じく商工振興費。創業支援事業につきましては、新産業創出支援事業の実績による減、それから、小売店等開業支援事業、利用者がなかったことによる減額となっております。

続きまして目、観光費。琴引スキー場外臨時管理費です。こちらにつきましては、琴引スキー場の今シーズンの入り込み客が3万2,000人に達しなかったため、指定管理契約に基づき、指定管理料を支払う増額となっております。

同じく観光費。地域おこし協力隊活動事業の観光です。大しめなわ創作館、観光協会において協力隊を募集しましたが、応募がなかったことによる減額となっております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書22ページ。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。橋梁

長寿命化事業補助は、橋梁点検事業費確定に伴います補助金の減による財源変更です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費の減による負担金の減額です。

続いて、目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、軽積載車購入事業の事業費確定による減額です。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費です。みらい人材育成事業は、事業費確定による減額です。

みらい人材育成基金積立金は、基金運用益を積み立てるものです。

予算書は 23 ページをご覧ください。

項、中学校費、目、教育振興費。中学校教育振興共通経常管理費は、会計年度任用職員の育休取得による人件費を減ずるものです。

次に、項、保健体育費、目、体育施設費。頓原町民プール経常管理費は、事業実績確定による減額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて 24 ページ、給与明細費です。

はじめ特別職ですけれども、比較欄のほうをご覧ください。その比較欄のその他の職で報酬が増額となっておりますけれども、先ほどの農業委員会のところで説明しましたように、農業委員の実績報酬の増となっております。

ページめくってもらって 25 ページ、給与費明細書の総括ですけれども、その下のほうの個別明細にて説明をいたします。

26 ページ明細です。ア、会計年度以外の職員、いわゆる一般職員のことですが、これも比較の欄をご覧ください。職員手当 680 万余の増となっておりますけれども、その下の表をご覧くださいませ。その下の表のいちばん右側、退職手当というのが 682 万 8,000 円上がっておりますけれども、今年度の退職者分として毎年この時期に計上しております。本年については 4 名分を計上しているところです。

その下のイの欄、会計年度の職員のほうです。これも比較欄をご覧ください。

人員で 2 名の減となっておりますけれども、先ほどの観光費などでも説明しましたように、協力隊に応募がなかったことによる実績減、それに伴う報酬や職員手当の減額となっております。

ページめくってもらって、27 ページ、28 ページは、給与の増減の明細、あるいは職員 1 人当たりの給与の額ですので、ご覧いただければと思います。

議案第 30 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、及び議案第 32 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第31号について説明します。

令和 5 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 62 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,887 万 1 千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日 提出。飯南町長。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、国庫支出金。既決額に 2 万 4 千円を追加し、2 万 4 千円。

款、財産収入。既決額に 62 万円を追加し、72 万円。

款、繰入金。既決額から 2 万 4 千円を減額し、4,385 万 4 千円。

歳入合計。既決額に 62 万円を追加し、6 億 5,887 万 1 千円。

次に歳出です。

款、総務費。財源充当により増減なく 1,590 万 5 千円。

款、基金積立金。既決額に 62 万円を追加し、651 万円。

歳出合計。既決額に 62 万円を追加し、6 億 5,887 万 1 千円。

続きまして事項別明細書の 4 ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し歳出の財源内訳は、国庫支出金とその他特定財源です。

続いて、5 ページをお願いします。概要説明資料は、8 ページになります。

2. 歳入。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付決定による増です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、国民健康保険事業基金利子です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、システム整備補助金の増による繰入金の減です。

続いて6ページです。

3. 歳出。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、補助金の確定による財源変更です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、基金運用益を配分したものです。議案第31号の説明は以上です。

続いて、議案第32号について説明します。

令和5年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次2ページをお願いします。

第1表、歳入予算補正。歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、繰入金。既決額から1,119万8千円を減額し、1億1,076万1千円。

款、諸収入。既決額に1,119万8千円を追加し、1,165万9千円。

歳入合計、合計額に変わりはありません。

次に事項別明細書の4ページのほうをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略いたしまして、次に5ページのほうをお願いします。

2. 歳入。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、療養給付費繰入金。これは療養給付費負担金精算による繰入金の減額です。

款、諸収入、項、目、雑入。これは給付費負担金精算による返還金です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第33号、令和5年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）及び、議案第34号、令和5年度飯南町病院事業会計補正予算（第5号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第33号です。

令和5年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,630万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

2 ページです。第1表 歳入歳出予算補正。款の合計額を読み上げます。

歳入。款、訪問看護事業収入。既決額から420万8千円を減額し、2,593万6千円。

款、繰入金。既決額に294万円を追加し、348万円。

歳入合計。既決額から126万8千円を減額し、3,630万5千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額から126万8千円を減額し、3,610万5千円。

歳出合計。既決額から126万8千円を減額し、3,630万5千円。

3 ページから事項別明細書です。4 ページです。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、歳出の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

5 ページ、2. 歳入です。

款、訪問看護事業収入、項、目、訪問看護収入、及びその下の項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入については、当初の見込みよりサービス利用数が減少しており、このことから、事業収入の減少を見込み、減額の補正を行うものです。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金です。収入の減少により不足する額を一般会計から繰り入れるものです。

6 ページ、3. 歳出です。

款、項、目、訪問看護事業費については、実績により、訪問看護経常管理費を減額するものです。

7 ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。議案第33号についての説明は以上です。

続きまして、議案第34号です。

第1条 令和5年度飯南町病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に4,172万1千円を追加し、11億780万4千円。

第1項、医業収益。既決予定額に1,222万6千円を追加し、7億6,787万3千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に2,949万5千円を追加し、3億3,993万1千円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から5,950万円を減額し、3億186万8千円。

第1項、企業債。既決予定額から5,950万円を減額し、1億3,750万円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額から5,741万2千円を減額し、3億7,790万7千円。第1項、建設改良費。既決予定額から5,741万2千円を減額し、1億8,073万8千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。変更です。
起債の目的、医療機器等整備事業施設整備事業、限度額、変更前の限度額から5,950万円を減額し、変更後の限度額が1億3,750万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

3ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入。

目、その他医業収益。既決予定額に1,222万6千円を追加し、6,530万6千円。

目、他会計補助金。既決予定額に2,444万6千円を追加し、2億9,654万円。

目、補助金。既決予定額に504万9千円を追加し、1,135万5千円。

2. 資本的収入及び支出。

収入。目、企業債。既決予定額から5,950万円を減額し、1億3,750万円。

支出。目、建物整備費。既決予定額から741万2千円を減額し、605万2千円。

目、有形固定資産購入費。既決予定額から5千万円を減額し、1億7,468万6千円。

4ページから明細書です。

1. 収益的収入。

目、その他医業収益については、今年度実施した新型コロナウイルスワクチン接種業務の委託料です。

目、他会計補助金については、令和3年度から、コロナ禍での地域医療体制確保のためとして特別交付税の増額措置があり、本年度も交付されることになりましたのでこちらを増額しています。

目、補助金については、新型コロナ病床確保に係る補助金を実績、8月9月分になりますけども、これを増額しております。

5ページです。2. 資本的収入及び支出。

目、企業債については、施設整備及び医療機器等の整備に係る事業の確定による減額です。

次支出です。支出は事業費の確定による減額になりますが、目、建物整備費は主に病院の屋根修繕費用の減額です。正面玄関の吹き抜け部分の屋根について、当初は全面改修を見込んで予算を計上しておりましたが、詳細な調査により、防水処理の修繕のみで対応できましたので、見込んでいた改修工事費が減額となるものです。

次に、有形固定資産購入費につきましては、電子カルテ、医療機器等の整備の事業確定による減額です。主には電子カルテ更新整備費の減額になります。当初は、サーバー、パソコンの価格の変動を見込んでいたことや、見積りに向けてパソコンの購入台数の調整、電子カルテのカスタマイズですね、独自の設定変更、これの取りやめなどにより費用を抑えたことが理由になります。

6 ページから予定キャッシュフロー計算書等の付属資料をつけておりますが、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第35号、令和6年度飯南町一般会計予算を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第35号について説明します。

令和6年度飯南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億5,462万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

2 ページ、第1表 歳入歳出予算、はじめに歳入です。款ごとに合計金額を読み上げ

ます。

款、町税。4億6,419万7千円。

款、地方譲与税。1億1,185万8千円。

款、利子割交付金。27万5千円。

款、配当割交付金。146万6千円。

款、株式等譲渡所得割交付金。161万8千円。

款、法人事業税交付金。1,089万2千円。

款、地方消費税交付金。1億1,103万3千円。

款、環境性能割交付金。563万5千円。

款、地方特例交付金。111万9千円。

款、地方交付税。40億円。ページをめくっていただきまして、

款、交通安全対策特別交付金。58万円。

款、分担金及び負担金。5,353万5千円。

款、使用料及び手数料。8,616万7千円。

款、国庫支出金。5億7,313万4千円。

款、県支出金。5億3,523万6千円。

款、財産収入。2,087万7千円。

款、寄付金。1億7,407万1千円。

款、繰入金。6億3,330万円。

款、繰越金。500万円。

款、諸収入。1億6,593万5千円。

款、町債。10億9,870万円。

歳入合計、80億5,462万8千円。

ページをめくっていただきまして、5ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。6,497万9千円。

款、総務費。16億3,479万4千円。

款、民生費。14億5,291万9千円。

款、衛生費。8億4,074万9千円。

款、農林水産業費。8億431万6千円。

款、商工費。4億5,227万4千円。

款、土木費。8億5,703万3千円。めくっていただきまして、

款、消防費。2億4,094万9千円。

款、教育費。4億9,222万6千円。

款、公債費。12億238万9千円。

款、予備費。1,200万円。

歳出合計、80億5,462万8千円。

めくって7ページ、第2表 債務負担行為です。

事項、三刀屋斎場火葬炉更新事業。期間、令和6年度から8年度まで。限度額、1,952万5千円。こちらは、三刀屋斎場の火葬炉更新に複数年度を要することからその負担金について債務負担行為を設定するものです。

8ページ、第3表 地方債です。

新年度に予定しております17の事業債です。起債の目的、限度額について読み上げます。

起債の方法、利率、償還の方法については表をご覧ください。なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に担当課長より説明をいたします。

起債の目的、定住促進対策事業債。定住促進住宅の建築に伴うもので、2,000万円。

地域交流施設整備事業債。来島の滞在型地域交流拠点施設建設に伴うもので、3億990万円。

過疎地域持続的発展特別事業債。いわゆる過疎ソフトで、1億4,790万円。

公共施設等適正管理推進事業債。高橋の生活改善センターの解体などに伴うもので、1,280万円。

臨時財政対策債。交付税の減収を補うもので、510万円。

児童福祉施設整備事業債。病児保育の施設建設などに伴うもので、3,130万円。

農業施設整備事業債。リースハウスの整備に伴うもので、4,600万円。

農業基盤整備事業債。農道ほ場整備に伴うもので、7,140万円。

公有林整備事業債。町行造林の施行に伴うもので、110万円。

林業事業債。県の林道改良工事の負担に伴うもので、300万円。

観光施設整備事業債。琴引スキー場の機能強化に伴うもので、1億1,450万円。

商工振興施設整備事業債。赤来地域の街路灯更新に伴うもので、2,290万円。

道路事業債。各道路整備事業に伴うもので、9,030万円。

緊急浚渫推進事業債。河川浄化に伴うもので、2,100万円。

公営住宅建設事業債。頓原連坦地内の単身向け住宅の整備などに伴うもので、1億7,570万円。

消防施設設備事業債。消防車両更新などに伴うもので、2,440万円。

学校給食設備事業債。給食センターの設備更新に伴うもので、140万円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

9 ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして総括です。先ほど副町長が読み上げましたので、歳入の方説明を省略しまして、ページめくって11ページになります。本年度予算額の財源内訳のほうです。右端の書をですね、国県支出金11億390万9,000円、地方債10億9,360万円、その他特定財源 6 億3,102万5,000円。一般財源52億2,609万4,000円です。

下のページのほうです。12ページ、2. 歳入ですけれども、町税から始まる一般財源ですけれども、ここから別冊の令和6年飯南町当初予算概要、こちらのほうですね。別冊の予算概要のほうで説明させてください。表紙めくって財政資料と書いてありますけど、こちらのほうをめくってください。いちばんページの下の方に財政資料1と書いてあるページです。財政資料1。

はじめに、令和6年度会計別の当初予算の集計表です。

はじめに一般会計です。

所信表明にも書きましたけれども、前年プラス10.2%、7億4,000万円余の増額となっています。昨年は災害復旧を優先するための道路事業などを抑制しておりました。新年度につきましては、それを徐々に復活させることや、頓原の单身向けの公営住宅や、来島の滞在型交流拠点施設、あるいは国スポの対応にするスキー場の整備、これらの大型事業を7億超を計上しておしまして、昨年に比べ増額となっております。

続く、以下の特別会計ですけれども、大きな増減額として真ん中どころ、病院事業会計において、先ほど補正でも申し上げましたが、1億3,000万円余の、あるいは約9%の減額でありますけれども、先ほどの補正のとおり、3月補正のとおり、電子カルテの更新が完了したことによる減額になっております。

続いて簡水、それから下水ともに増額ですけれども、上下水ともにですね、県の農道改良事業によりまして、管の支障移転工事が事業復活とともに計上されておしまして、増額となっております。

下水につきましては、八神の農集の機器更新などで、さらに増額予算としております。これら特会を含めた7会計の合計は、前年対比6.3%、6億6,000万円余の増となる左端のほうです。112億9,513万3,000円の計上であります。

ページをめくっていただきまして財政資料2のほうです。歳入のほうです。主だったものを説明いたします。

自主財源の要でもあります町税のほうですけれども、本年の実績なども参考にしまして積算しております。固定の減額が見込まれておしまして、全体的には前年の1.3%の減額と見積りをしています。

次、款2の地方譲与税は9.5%の増額ですけども、森林環境譲与税が押し上げての増額を見込んでいます。

その5項の森林環境譲与税につきましては、この制度がはじまって5年目を迎えますけども、新年度令和6年度より、人口が少なく、かつ森林面積に応じた配分に見直されまして、4,000万円近いものとなっております。ちなみに参考までですけども、令和2年に初めてこの森林環境譲与税が計上されておりますけども、その令和2年当初は1,100万円の予算でした。それが4,000万円になっているということであります。

次、款3、利子割交付金、その下の配当割からずっと下の款9の特例交付金まで、こちらのほうは国や県の試算によるものですけども、コロナ禍がほぼあけまして、それぞれ上方修正がなされております。

そして款10地方交付税、歳入のうち半分49.7%を占めるものでありますけども、新年度も地財対策として、国としても全体の総額ですね、全体で昨年を3,000億上回る予算措置がされておまして、対前年1億5,000万円増の40億円と見込んでおります。

その下の分担金の中の項1分担金で37.4%減額ありますけども、こちらのほうは、中山間をはじめとした農地整備の分担金の減があるためであります。

隣の行行きます。最上段、款14、国庫支出金は、災害補助金の減によるものであります。特に項1の国庫負担金は1億円を超える減の35.1%、逆にその下のほうに国庫補助金は、住宅整備による61.2%、1.4億円の増額となっています。

款15県支出金は、下段のほうの下段のほうの項3委託金で22.7%の減となっていますが、これは昨年県知事が選挙があったためで、今年はなくなり、その委託金がなくなったことによる減であります。

一つ飛んで款17寄付金、ふるさと納税、企業版ふるさと納税ともに増額を見込んでおります。

次、款18繰入金ですけども、昨年より44.3%多い、いわゆる2億円近い増額になっておりますけども、後ほど歳出の折でも説明しますが、これまで行ってきました大規模事業の償還が始まります。

新年度令和6年度からは、来島拠点施設とか、光ケーブルのこの2つの事業分だけでも1.3億を超える償還額となっております。

このことによりまして減債基金、それからまちづくり基金を取崩して対応をし、収支均衡としているところであります。

最下段の款21町債は、予算前段でも申し上げましたけども、住宅整備などの大型事業に伴う前年の対比49.8%、3.6億の増額となっています。

次下のページご覧ください。財政資料3のほうです。

これ、今度歳出のほうです。こちらは後ほど各課より細部説明しますので、大きな増減

のものについて説明をします。

はじめに2款、総務費、23.4%の増となっております。繰り返しになりますけども、来島滞在型の交流施設の建設が3億、次期総合戦略、総合振興計画ですね。次期総合振興計画の策定700万などの新規事業によりまして、増額であります。

5項の調査委託費で大きな増減率になっておりますけども、農林業センサスが令和6年度、調査年でありまして、大きなケースとなっております。

款4衛生費中、項2の製造費で20.5%の減額。先ほど補正だのところで言いましたけども、ごみ処理施設の整備の負担金の減額であります。

その下勘6農林水産業費は項1農業費でリースハウス張り替えあるいは有害鳥獣対策の事業のためによる増額になっております。

隣の行行きます。

款8土木費のほうは、項2道路事業の事業料の増や、下段の項5、単身向け公営住宅の整備による210%以上の伸びによるもの。

款10の教育費は、志々小の耐震診断などによる10.3%の増。

そして款11災害復旧費は皆減ということです。

款12の公債費は先ほど言いましたように、大型事業の償還が始まったことによる14.5%の増となっております。

ページをめくってもらいまして財政資料4になります。性質別の経費の状況です。

はじめに上から2行目、上から2行目、2物件費が、1番端のほうをご覧ください。

1番端のほうの比較増減欄で5,200万円余の増額となっておりますが、これは総務費のほうでシステム標準化への移行経費や、教育費の指導用の教科書の更新であったり、先ほど言いました教育環境基本計画事業、志々小耐震事業も含めました基本計画事業の増によるものであります。

少し飛びますけども、5の補助金は、ごみ処理施設の落ちつき、ごみ処理施設の整備の落ちつきなどから、年々増加傾向にあったところなんですけども、1,100万円余の減額となっております。

その下の6公債費は先ほど述べたように1.5億円の増額。

小計のほうの一つ下です。

10、投資的経費のほうですけども、4億円を超す増額となっております。

再々になりますけども住宅などの大型事業の整備による増であります。

下のほう行きますグラフのページ、これは先ほど説明したものをグラフ化したものですのでご参考までにご覧いただければと思いますけども、歳入のほうで地方交付税、歳出のほうでは補助費と公債費の割合のほうへご注目いただきたいと思います。

下のグラフのページのほうめくっていただきまして、財政資料6です。節別経費の状

況です。

右端のほう、比較増減のほうをご覧ください。大きな変動のものにつきまして説明いたします。

真ん中どころ、真ん中どころのほう、14節の工事請負費、こちらのほうが総務費と土木費で大きく増額になっております。繰り返しになりますけども大型事業の整備によるものであります。

その下の18節負担金、こちらのほうも総務費と、今度、農林水産業費のほうで増額となっております。

システムの標準化への負担金や、これも繰り返しになりますが有害鳥獣や、サツマイモ保管庫への補助金の増によるものであります。

そして22節の償還金、これも繰り返しになりますが公債費の増ということでありまして、1億5,200万円。

下のページ、ご覧ください。財政資料7-1のほう、新年度借入れようとする地方債のほうですけども、先ほど副町長の総括のほうでも説明しましたので、省略をいたしますけども、一般会計で借入れようとする地方債、一番下のほうをご覧ください。行は。一般会計から借入れようとする地方債の合計は10億9,870万円です。昨年に比べ3億円強の増額であります。

ちょっと上のほうの広いところ過疎対策事業債、ここは一番の起債でありますけども、この過疎債の総額確保が肝であると考えております。

このページめくっていただきまして、裏のほう7-2のほうです。先ほど一般会計、今度は特別会計のほうで借入れ地方債の一覧です。これも後ほど説明いたしますので省略いたしますが、全体では2億3,500万であります、昨年に比べ3,000万円の減少であります。

次下のページ、財政資料8のほうです。町債の借入れと現在高推移のほうです。13の臨財債のほうの下の一般会計合計、太字になっておりますが、一般会計のほうの合計のほう、3列目、令和6年度の起債見込額は先ほど申し上げたとおり、真ん中どころの10億9,870万円であります、逆に新年度、もう少し右のほうへ行ってもらいます。新年度償還する額ですね、償還額計というところをご覧ください。

12億飛んで126万8,000円と（聞き取り不能）を予定しておりまして、これにより一番端っこの欄です。令和6年度の末の、令和6年度末の現在高見込額は、一般会計で昨年より7,000万円ほど減少しまして、98億7,600万円余となる見込みでありまして、目標である100億円を下回る予定であります。

めくっていただきまして、財政資料9の方です。歳入のほう、地方交付税の欄、普通交付税の交付額の行ですけども、対前年比で、平成30年太文字にしておりますけども、

平成30年より7年連続して、前年を上回る推移で措置されております。

一時は、令和2年の国勢調査の人口減、5千数百人の減で危機感を持っておりましたが、交付税の総額確保とか、行政課題の解決を常に国に要望したかいもありまして、経済対策あるいは地財対策として交付がなされ続けてきております。

必要以上に期待すべきではありませんけども、こうしたように引き続き国への総額確保の要望を強めてまいりたいと思っております。

ちなみに先月ですけども、これ特別交付税の要望に行ったところなんですけども、表紙には本町のガソリンスタンドの存続対策の写真やですね、除雪状況の写真が使用されて、それをもって各省庁へやら、県のほうにも要望書を手渡しているところであります。

一方下のほうの経常収支比率、こちらのほうも所信表明で述べましたけども、目標数値は90%ですね、目標数値は超えております。超えてはいるものの、下段のほう、町債残高は目標である100億を下回り、それにあわせてこれの経常収支比率も下がってきているところです。

一番端、令和6年度をちょっとご覧いただければと思いますけども、当初予算上はこの経常収支比率90.6としておりますけども、決算時にはこの目標値を達成したく考えております。

下のページです。基金の状況のほうです。財政資料10、右側のほう、新年度令和6年度の当初予算額ですね。取崩しを6億2,930万円、下のほうの合計欄、計のところですね。取崩しを6億2,930万円予定しております。

繰り返しとなりますけども新年度については新たな償還が1.3億始まる上にですね、給与改定がありました。この人件費の上昇や事務的経費、あるいは先ほど言いました広域負担金が増える中、財政調整基金を1億1,000万円、それから減債基金を2億7,000万円、まちづくり基金を1億3,700万円余を取崩して、新年度編成としているところです。

中段のほう、ふるさとの森管理基金は、先ほど議案のほうでも説明しましたが、譲渡により、この基金自体を廃止いたしますので、ゼロとなっております。

またそれぞれの基金の充当先というのはこの後説明します歳出のほうで、概要説明資料のほうへ、末尾のほうへあわせて記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

めくっていただきまして、歳入予算の概要です。ページのほうめくっていただきまして、1ページ、歳入であります。

歳入の款、町税から始まる、一般財源の明細のほうですけども、備考欄のほうへ、前年度対比ポイントですね、前年対比や計上の根拠というのを載せております。

前段のものを財政資料のほうでも説明しましたのでおもだった増減について説明します。

款、町税については、個人で増加と推計しまして、法人はほぼ同額と見込んでおります。

ページめくってもらいまして2ページ。固定資産税についてはですね、家屋と償却部分が減少を見込んでおりまして、若干、1.1ポイントですが若干の減と見ております。

下のページ3ページのほうをご覧ください。真ん中のところ、軽自動車環境性能割、18.4%の増、ポイントの増となっております。

これ県の試算によるものですが、いわゆる燃費達成基準という車がありますが、これによって減税減額される分の町へ入ってくる分が減額される分の補填ということですね。毎年15%ぐらい増額している傾向にありまして低燃費車志向が強まっていると推測をします。

ページのほうめくってもらいまして、4ページです。ちょっと下段のほう、13ページと書いてありますが、森林環境譲与税のほうが42.5%の増となっております、先ほど説明したように、算出方法が令和6年度から改正がありましてうれしい増額となっております。

下のほう、利子割交付金、37.5%の増、それから下のページ行きます。配当割交付金、それから続く、株式譲渡ですね、のほうに至っても県の（聞き取り不能）によるところでありますけども、特に株式譲渡のほうご覧ください。

14ページと書いてある株式等譲渡所得割交付金、これが80ポイント増額となっておりますけども、昨今ちょっとニュースでも取上げておりますけども、株投資の好調な推移をあらわした増額となっております。

下のページのほうをめくってください。6ページになります。めくってもらって裏のほうの6ページのほうです。こちらのほうも同じく環境性能割交付金のほうですね。これは今度は、先ほどは軽自動車これ今度は普通自動車になりますけども、こちらも同様に44.5ポイントの増ということで好調であります。

その下の住宅減税補填のほうもですね、新築が好評なのかなというところをあらわしておる増額のほうになっております。

15ページというかP15と書いてあるところ、地方交付税の先ほど来言っております総額40億と見込んでおりまして、普交のほうが1億円、特交の5,000万円の合計1億5,000万円増加と見込んでおります。ここまでが一般財源ということであります。

続いて特定財源のほうに移りますが、予算書の15ページ、また議案第35号の、15ページのほうへ戻ってください。予算書15ページ、真ん中どころのほうです。

款12分担金及び負担金、こちらのほうから特定財源となります。重立ったところご説明をいたします。

分担金及び負担金のほうですが、農地の分担金や扶助費の分担金のほうです。下のページのほうからは、款13の使用料のほうから始まりますが、各施設の使用料や、

定住住宅使用料のほうです。

下のページのほうをめくっていただきまして、17ページ、続いて使用料が来ておりますが町営住宅や学校施設の使用料など、特段の増減はありません。全額ほぼ同額を計上しております。こちらのほうの使用料の財源のほうも、概要資料のほうの最初のページの、備考欄に記載しております。あわせてご確認いただければと思います。

下のページのほうも同様です。手数料等のほうであります。

下のページのほうをめくっていただきまして19ページ。19ページでございます。最上段のほう、一番上のほう、児童手当交付金というのがありますが、前年に比べて倍近いものになっております。これはですね、本年、令和6年度の10月から高校生まで児童手当が交付されるという拡充になったための増額であります。

続く、款14の国庫支出金のほうですけれども、災害復旧費については、農地あるいは生活に関する工事も終了しまして、目4のほうですね。ほぼ、ほぼ皆減となっております。

その下のほう、目1の総務費国庫補助金の中ですけれども、デジタル基盤改革支援補助金があります。これはさっき言いました住基等によるシステム標準化のための10分の10の補助金が新たなものとして上がってきております。

このページの最下段4目土木費、国庫補助金が1億1,500万円余の増額となっておりますけれども、その次のページ、20ページの上のほうに、2節の住宅費補助金があります。こちらのほうが頓原地区への単身向け住宅への補助金。社交金によりまして45パーの交付率の補助金であります。交付金であります。

下のページのほうめくっていただきまして21ページのほうへ行きます。最下段のほう、2目民生費県補助金のほう、1,600万円余の増額となっておりますけれども、これは下のページのほうの2節、下のページのほうの2節の児童福祉費補助金の中に、しまね子ども・子育て支援施設整備交付金、この皆増でありまして、所信表明でも述べましたが、病児保育の施設に対する補助金であります。

国庫のときの説明にもちょっと割愛してしまいましたけれども同様の補助金が国庫補助金としても計上されております。それぞれが3分の1ずつということであります。

下のページ22ページ、4目の農林水産業費県補助金3,800万円余の増額ですけれども、これは主に2節の農林振興費補助金の中の産地創生事業補助金、これいわゆるサツマイモ保管庫の整備に対する補助金であります。

それからちょっと下のほうに、ハウス等整備事業補助金、こちらのほうはリースハウス10棟に対する補助金が大きなものとなっております。

22ページめくっていただきまして23ページのほうになります。下段のほう、災害復旧費県補助金、こちらのほうが7,600万円余の皆減となっております。

下のほうのページのほうにつきましては調査費等の委託であります大きなものはござ

いまして下のページをめくっていただき25ページ、お願いします。

款17寄付金であります。下のほう、款17寄付金であります。

ありがたい寄付をいただき、続いておりますけども、ふるさと応援寄附金を前年1,000万円増の1億7,000万円、企業版ふるさと応援寄附金のほうは倍近い、400万円を見込んでいるところであります。

下のページをご覧ください。

款18のですね、繰入金、こちらのほうは財政資料10のほうで説明しましたので重複しますが、その際に説明しましたように、来島複合施設や光ケーブルの起債償還が、新年度6年度より始まりますので、この財源を充てるために、前年に比べ、1億9,300万円余の増額となっております。

ページめくっていただきまして27ページ、20款の諸収入の中で、民生費受託事業収入が大きく上がっております。2,300万円余と増額となっております。

こちらのほうは新年度より保健師の人件費に地域支援事業交付金、右端にあります、地域支援事業交付金が充てられることになりまして、増額となっております。

下のほうは大きな増減ございません。

下のページめくってもらいまして、次は30ページのほうへお願いします。30ページのほうです。款、町債につきましては概要でも説明しましたが、新年度の起債事業に充当するもので新たなものとしましては、2節の児童福祉施設整備事業債、これは病児保育施設に充てるもの。それから大きな額としては観光施設整備事業債の中でスキー場整備に充てるもの。

その下の商工振興施設整備事業債のほうは、赤名連担地への街路灯の整備へ充てるものであります。

めくっていただきまして、31ページ真ん中どころになります。公営住宅事業債。こちらのほうも大きな額ですけども、単身、頓原の単身向け住宅に充てるものであります。

総じて新年度の起債予定額は先ほど言いましたが前年は抑制しておりましたので、差が大きくなっておりますが、3億6,000万円余を増額しまして、10億900万余としているところであります。長くなりましたが、歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。再開は14時25分といたします。

午後2時10分休憩

.....
午後2時25分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。次に歳出について、それぞれの担当課長か

ら説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

予算書の方は、32ページとなります。もう一つの別冊の概要の方は7ページから歳出です。

款、項、目、議会費につきましては、議員人件費も含めた議会運営経費でありますけれども、1点ほど。新年度においては、自治体D Xとして議案等のペーパーレス化を予定しております。ですが、今後十分に議会事務局含めた議会との協議をしてみたいと考えております。この件について増額予算としております。また、人件費につきましては、末尾の給与明細書で一括説明をさせていただきたいと思いますので、これ以降の人件費についても同様とし、省略させていただきます。

なお、概要書の方に、新規事業につきましては★新規★として記載しておりますので、あわせてご確認をいただければと思っております。

予算書の方はめくっていただきまして33ページのほうから説明します。

○防災危機管理室長（田村 剛）

それでは、予算書33ページです。職員福利厚生費につきましては、職員健診や健康相談にかかる経費です。職員健診委託料の増額のため昨年度より約80万円を増額して計上しております。

職員研修等人材育成費につきましては、職員の研修にかかる費用です。地域活性化センターへの人材育成研修委託料減額のため、昨年より約130万円を減額して計上しています。

続いて、概要説明資料は8ページになります。電算等経常管理費につきましては、庁舎内の電算システムにかかる経費です。WEB無害化システム設定委託料の減額、及び、次期L G W A N接続回線使用料、ガバメントクラウド使用料、ペーパーレス議会システム使用料等による増額のため、昨年より約30万円を増額して計上しています。

電算等臨時管理費につきましては、インターネットサーバー学校ファイルサーバーネットワーク機器の更新費用の減額、及びシステム標準化移行負担金やペーパーレス議会システム導入設定委託料等によりまして昨年より約3,120万円を増額して計上しています。

市町村総合事務組合負担金（経常）、町村会等負担金につきましては昨年と同額を計上しています。

町制20周年記念事業につきましては、来年度20周年となるために、10周年記念事業を参考に式典運営委託料、記念アルバム・グッズ作成経費等を計上しています。

目、文書広報費。情報公開事業につきましては、審査会経費です。委員報酬等を昨年並みに計上しています。

個人情報保護事業につきましては、個人情報保護に関する経費です。安全管理措置対応業務及び個人情報保護運用手引きの策定、中間サーバープラットフォーム公開に係る負担金により、昨年より約630万円を増額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

町広報誌発行経常経費につきましては、毎月発行しています広報誌を作成する事業であります。新年度も同様の事業を計画しておりまして、ほぼ昨年と同様の同額となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて予算書34ページです。目、財政管理費。財政事務経常管理費につきましては、財政事務の経常的な経費です。公会計制度支援業務委託の内容精査により、昨年より約200万円を減額して計上しています。

財務関係電算経常管理費につきましては、財務会計システムの経費です。令和6年度より、財務会計システムが鳥取県情報センターの開発したシステムに変更となるために、昨年より約330万円を増額して計上しています。

続いて、概要説明資料は9ページになります。目、会計管理費。会計事務経常管理費につきましては、会計事務の経常的な経費です。会計年度任用職員の人件費の増額のため、昨年より約50万円を増額して計上しています。

指定金融機関等委託料につきましては、指定金融機関関係事務取扱委託料です。10月1日から交付金の振り込みの際にも振込手数料が必要となってくることから、昨年より約180万円を増額して計上しています。

目、財産管理費。庁舎経常管理費につきましては、本庁舎の管理事務費です。会計年度任用職員の人件費の増額、及び庁舎維持管理費の増額のため、昨年より約300万円を増額して計上しています。

電気通信施設経常管理費につきましては、光ケーブル等の維持管理経費です。中電等との電柱共架契約の整理に伴いまして、昨年より約120万円を増額して計上しています。

公用車経常管理費につきましては、公用車の維持管理経費です。燃料費、修繕料等の増額のため、昨年より約60万円を増額して計上しています。

続いて、予算書は35ページになります。公用車臨時管理費につきましては、2013年に取得した軽自動車の公用車を更新するために、昨年より約150万円を増額して計上しています。

防犯灯経常管理費につきましては、防犯灯の維持管理費経費です。商工会が管理する街路灯を防犯灯として更新したことによる電気料の増加のため、昨年より約40万円を増

額して計上しています。

防犯灯臨時管理費につきましては、町道古市塩谷線沿い、防犯灯の木柱更新事業費の減額のため、昨年より約170万円を減額して計上しています。

赤名農村環境改善センター経常管理費につきましては、施設の管理事務費を例年並みに計上しております。

その他町有財産経常管理費につきましては、建物火災共済掛金や土地賃借料など公共施設の維持管理経費を例年並みに計上しております。

その他町有財産臨時管理費につきましては、旧頓原庁舎の職員駐車場にあります書庫につきましては、建物が老朽化しておりますので解体を行いたく、昨年より約930万円を増額して計上しております。

○基幹支所長（深石 尚志）

頓原農村環境改善センターみせん経常管理費は、施設の維持管理費で例年並みの計上です。

続いて、概要書は10ページ、目、支所費。頓原基幹支所経常管理費は、頓原基幹支所の事務的経費で、例年並みの計上です。

志々支所経常管理費は、志々支所の維持管理費、事務的経費で例年並みの計上です。

角井自治会館経常管理費は、角井自治会館の指定管理料、土地の借上料で、例年並みの計上です。

角井簡易郵便局事務受託業務は、角井簡易郵便局の運営経費で、会計年度任用職員の給与改定による人件費の増により増額しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、来島拠点複合施設経常管理費です。施設建設して5年経過によりまして、舞台設備の保守点検を新たに計上しておりますが、36万3,000円増額しておりますが、光熱水費を実績により見直ししておりますので、トータル金額としましては例年並みの計上となっております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、予算書36ページです。目、企画費。CATV事業経常負担金につきましては、放送設備整備費の減額等による負担金の減のため、昨年より約400万円を減額して計上しています。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

企画経常管理費につきましては、町ホームページや町公式LINEの管理経費など、企画業務における経常的な業務、事務を行っておりますが、ほぼ、昨年度と同額で計上しております。

ただし1点だけ、広島広域都市圏の事務経費を若干あげております。これまでの全協等

ではですね、特交措置等でですね負担金も発生する可能性があるとは説明していましたが、6年度におきましては、広島市のほうが交付税措置を財源としたもので、賄えるということで、連携市町のほうには負担金がないというふうに伺っております。

続きまして長期計画策定事業です。第3次総合振興計画・第3期総合戦略の策定に関する事業で2年目になります。2年目ということで委託期間が長いこともあります。

また、印刷製本費がありますので、その分見込んで増額しております。

広域連合負担金（一般分経常）につきましては、雲南広域連合負担金のうち、総合管理、広域振興、調査研究などの広域的に実施する事業に要する経費の負担金を計上しております。財務システムや企業システムの更新、ホームページの更新に係る経費が増額しております。

国道54号活性化事業につきましては、国道54号活性化アクションプラン推進協議会へ業務委託する事業であります。事業内容を確認して約50万円程度、減額しております。

概要資料は11ページになります。ふるさと応援寄附促進事業です。ふるさと納税における事務や返礼品に関する委託業務、ふるさと納税に関する町のPRを行っております。令和6年度は、寄付額を1億7,000万円上方修正して設定しているため、歳出のほうも増額しているという状況にあります。国が定められました上限等に合わせまして予算計上しておりますが、令和5年度に返礼品等対応できなかったものもですね、令和6年で対応しておりますので、若干それらの経費も含んでいるという状況にあります。

企業版ふるさと応援寄附促進事業につきましては、企業版ふるさと納税における事務、企業への周知等を委託して実施する事業となっております。令和5年度の実績を踏まえての若干の増額としております。

地域活性化企業人活動事業につきましては、国の制度を活用しまして民間企業から人材を派遣いただく事業であります。新たな取組として行いますが、令和6年度につきましては、所信表明にもありましたが、東京都にありますAKOMEYA TOKYOから1名を派遣いただくという予定としております。財源につきましては、全額特別交付税措置されるということになっております。

各種負担金等につきましては、本町が加入しております協議会への負担金を計上しております。21世紀出雲空港整備利用促進協議会に関しましては、新年度に出雲名古屋線の新規開設、出雲静岡線の運行の再開がありますので、その分負担金が増額しておりますが、その他は昨年度と同額となっております。

続きまして、予算書は37ページになります。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、目、地域振興費。新エネルギービジョン推進事業は、新エネルギー設備導入に係る補助金で、太陽光発電1件、薪ストーブ3件、太陽熱利用1件、蓄電池2件を計

上しておりますが、県補助金の金額の縮小、それから申請実績に伴いまして、見直しをしております。林地残材集積装置は廃止としております。令和5年度と比較しますと196万円減額して計上しております。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

姉妹都市交流促進事業につきましては、伊丹大村への出張旅費、それから姉妹都市協会の活動補助金を計上しておりますが、6年度につきましては隔年で行き来をしておりますが、令和6年度は行く年でございまして、その分活動補助金のほうを減額をさせていただきます。

それから、各種負担金等につきましては、例年と同様でございます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

予算書の37ページをご覧ください。地域振興経常管理費につきましては、地域振興に関する経常的な事務、半減まつりやとんぼらふるさと夏まつりなど地域振興行事への補助金を交付する事業としております。経費を若干増額しておりますがその他は昨年度と同額としております。

続いて概要資料が12ページになります。定住促進対策事業です。出張相談支援や情報発信、定住住宅の維持管理、移住定住に関する補助金の交付など、移住定住に関する様々な推進対策を行っております。新たに定住支援センター業務、業務委託、アウトソーシングを考えておりますので、それに関する人件費部分の委託料が増額しております。

定住促進住宅整備事業につきましては、定住促進のための住環境を整備し、若者やUターン者の生活の場を確保する事業となっております。新年度は、セミオーダー式住宅1棟を整備したいと考えております。昨年度は3棟分当初にあげておりましたので、2棟分減額した予算としております。

出身者会活動支援事業につきましては、出身者会の活動を支援する事業であります。現在、広島県原会、松江県原会、近畿飯南会が活動継続中であります。今年度はですね、近畿島根県人会の担当の市町であったということで、少し予算を増額しておりましたが、新年度は例年並みの予算計上をしております。

続きましてクラインガルテン経常管理費です。ガルテンの維持管理を行う事業です。事業内容に変更はありませんが、昨年度から若干減額をしているということです。ほぼ同額となっております。

続きまして谷笑楽校経常管理費です。指定管理者によりまして、谷笑楽校の経常的な管理を行っております。指定管理料は昨年度と同額で計上しております。

ふるさと回想館経常管理費につきましても、指定管理者により回想館を経常的に管理いただいております。施設の除雪委託料を若干増額しておりますが、その他、指定管理料を含めて昨年度と同額としております。

地域おこし協力隊活動事業につきましては都市部からの隊員の受入れ、地域課題の解決に取り組ながら、隊員自身の移住定住を図る事業であります。任期が終了した隊員が1名、6年度中に任期が終了予定の1名がありますので、その分予算を減額しております。

集落支援員活動事業につきましては、集落の維持及び地域の見守り役として行政とのコミュニティー機能の維持や、小さな拠点づくりの推進に連携しながら行っている事業であります。こちら人勧によります給与改定に合わせて人件費を若干増額していますが、また、地域マネージャーの委嘱を考えております。こちらは、みん価値の補助事業を受けた自治区等が委嘱を受けることができまして、今まで制度化しておりましたが、初めて採択しようかというふうに考えております。

その他は昨年度と同額になります。

続きまして、概要資料13ページになります。地域・人づくり事業です。まちづくり講演会や人材育成講座の開催、ブランドメッセージを活用したシティープロモーション若者助成補助金の交付など、人材育成などを推進しております。

補助金やシティープロモーション事業を少し精査しまして減額しておりますが、その他は昨年度と同様です。

小さな拠点づくり推進事業につきましては、5つの公民館エリアによります地域づくり活動を支援する補助金交付など、拠点づくりを支える事業としております。昨年度とほぼ同額としております。

水源地域活性化事業につきましては、志津見ダムを中心とした志津見地区周辺エリアを活用しながら、地域の活性化を図っております。昨年度と同額としております。

人材確保支援センター運営事業につきましては、求職者及び求人者に対する相談支援を行いながら、高校生や大学生への情報提供、インターンシップの受入れなどを行って、人材確保に努めております。ほぼ同額の予算計上としております。

三十路式事業につきましては、町出身者や、町内に居住する30歳の者を対象に、交流会の補助を行っております。Uターンの助成や関係人口の拡大を図っておりますが、昨年度と同額としております。

価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、自治区等单位としまして、住民主体によるU I ターンの促進に関する取組に対する補助金を交付しております。交付金の活用を継続する自治区等の支援だけでなく、集落支援員と連携しながら、新たな活用を促したいというふうに思っております。予算規模は昨年度と同額としております。

特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、町の要綱に基づきまして、飯南町地域づくり協同組合に補助金を交付して支援を行っております。派遣職員の人件費と事務局運営費、昨年度と同額で計上しております。

飯南高校教育支援事業につきましては、教育環境の充実や生徒募集活動、地域交流の

推進を図っております。教育活動の支援として、生徒への助成や講師の配置、特色ある教育の推進、またホストファミリー制度等も実施しております。バスの委託料やガソリン代の高騰によりまして若干予算を増額しておりますが、その他は昨年度と同様の金額を計上しております。

教育魅力化推進事業につきましては、飯南高校コンソーシアムの運営や、教育魅力化推進員の配置によりまして高校の魅力化を図っておりますが、予算額としては昨年度とほぼ同額に計上しております。

概要資料14ページになります。滞在型地域交流拠点整備事業です。本年度設計業務を進めております拠点施設の整備に向けまして、令和6年度は建築工事を実施したいと考えております。少しですね繰越しのお願いもさせていただきながらでありまして、タイトなスケジュールになるかもしれませんが、年度内の完成に向けまして事業を実施してまいりたいというふうに思っております。

続いて目、ダム対策費です。ダム貯水池景観保全事業につきましては、国の受託事業で、フラワーバレーの花畑を創出するなど、周辺の景観を保全しております。昨年度と同額を計上しております。

ダム協会負担金につきましても、ダム関係の関連団体への負担金です。昨年度と同額です。

志津見フラワーイベント支援事業につきましては、ダム周辺の利活用、地域のにぎわいを創出するために、補助金の交付等によりましてイベントの支援を行っております。昨年度と同額の予算計上です。

21世紀の森整備事業、志津見ダムの周辺に植樹しました紅葉等の維持管理、地域の保全を行いながら、紅葉を活用した交流を図っております。昨年度と同額を計上しております。

○基幹支所長（深石 尚志）

予算書38ページ、目、自治振興費。自治振興経常管理費は自治区長会の開催経費及び事務費の交付金で、交付金は1世帯当たり1,000円の交付金です。例年並みの計上です。

地域コミュニティ推進交付金は、地域の組織運営コミュニティー活動の交付金で、1世帯当たり3,000円の交付金です。例年並みの計上です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、赤名ふれあい公園経常管理費です。子ども広場設置に伴いまして、まちづくり推進課から所管替えをして住民課で計上しています。トイレの清掃回数の増、それから電気代の上昇に伴う指定管理料の増額を10万8,000円、それから草刈りを外部委託する金額も計上しておりまして8万5,000円、合わせて19万3,000円増額として計上しています。

続いて、目、交通安全対策費。交通安全対策事業は、交通安全意識向上に向けた啓発活動で、ドライブコンテストの参加補助等を例年どおり行います。また安全対策に係る備品の購入、それから、交通指導員2名につきまして、装備品が古くなってきたことに伴いまして更新を考えておりまして、消耗品を増額して計上しておりますが、トータル金額としては9万5,000円の増額計上となっております。

続いて、39ページ、お願いします。目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費です。生活路線バスに係る運行経費ですが、4月から運休します自動運転につきましても活用の方向性について探るため、減額して計上しております。

赤名吉田線、谷赤名頓原線、佐田志津見線、自動運転赤名線の運行委託料を計上しております。人件費、社会保険料等の増加に伴いまして、運行委託料が124万7,000円の増、それから車両修繕費につきましては、実績によりまして63万5,000円増額して計上しております。また燃料費につきましては、実績により見直しをしております、トータルとしまして97万7,000円の増額計上となっております。

続いて、町営バス運行臨時管理費につきましては、第3次地域公共交通計画の策定に向けて、調査計画策定の外部委託料としまして、275万円を新たに計上しております。

続いて、デマンドバス運行経常管理費ですが、ここから概要資料は15ページになります。デマンドバス運行の見直しに伴いまして、必要な費用を計上しておりますが、燃料費の実績見直しをしております、減額となっております。

続いて、自治会等輸送活動支援事業については、例年、谷の自治振興会へお願いしております輸送委託事業につきまして、利用実績によりまして委託料の減額をしておりますが、令和6年度車検の年でございます、車検費用の増額としまして31万6,000円増額しております。

続いて、赤名三次線運行費補助金については、備北交通が運行する赤名三次線の運行費補助金です。令和5年度の利用実績によりまして増額して計上しております。令和5年度は、令和4年度と比較して約250人、利用人数が減っております、45万8,000円増額として計上しています。

それから町営バス停留所経常管理費につきましては、経年劣化しているバス停の更新費用それから管理経費を計上しておりますが、昨年まで臨時管理費で計上しておりました部分を統合したため、75万1,000円の増額となっております。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、目、基金費。それぞれの基金へ積み立てるための費目でありますけども、当初予算時におけます基金各基金への積立ての頭出しや見積み、見込額として計上しております。昨年に比べてふるさと応援基金のほうへの積立金を2,000万増と見積もったための増額であります。

そのほか基金に関しては、経済情勢を踏まえた有意なもので債券運用に努めます。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書40ページ、徴税费、目、税務総務費です。税務総務経常管理費は税務事務に係る事務的な経費を例年並みに計上しています。

固定資産評価審査委員会費は、不服申出があった際に開催する委員会の開催経費を例年並みに計上しています。

続いて、目、賦課徴収費。賦課徴収経常管理費は、賦課徴収業務に係る通知書の郵送料、消耗品等の事務的な経費、例年並みの計上です。

賦課徴収臨時管理費ですけれども、固定資産評価、固定資産移動更新業務の委託料と、過誤納還付金を例年どおり計上しておりますが、令和6年度、固定資産の評価替えがありましたので、令和5年度に土地鑑定評価に基づく移動更新業務の委託料が増額となっております、この部分を322万3,000円減額して計上しております。

続いて税務関係電算管理費です。賦課徴収業務、電算処理に係る管理経費としまして使用料負担金を計上しております。申告手続の電子化対応としまして、公的年金の扶養申告、それから二輪関係の手続が今後電子化されるため、その電子化対応の試験実施負担金が増額となっております、137万9,000円増額。

また、申告支援システムを機器の再リースによりまして、使用料が25万8,000円減額となっております。

続きまして、収納促進対策事業は、収納促進滞納整理に係るシステムの負担金通知書の郵送料等の事務的な経費、例年並みの計上になっています。

それから青色申告会補助金、たばこ小売組合補助金につきましては、税務申告またはたばこ販売等通じ税収入に寄与されているそれぞれの団体へ活動補助としまして例年並みの補助金を計上しております。

続いて、予算書41ページです。概要書は16ページ下になります。項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳経常管理費です。戸籍住民基本台帳マイナンバーに係る事務的な経費で、会計年度任用職員1名につきまして、報酬手当の改定によります53万6,000円の増額となっています。

続いて、戸籍住民基本台帳臨時管理費です。令和5年度補正予算のほうでもご説明しましたが、戸籍システムの読み仮名法制化対応、改修費につきまして、令和5年度から6年度への事業見送りとなったことから、6年度に、令和5年度を減額し、令和6年度で新規計上をしております。またこの読み仮名対応につきまして、本町に本籍がある方に通知書を発送する必要があるまして、通知書の郵送料を昨年度電算管理費に計上していたものを事業替えをしまして、この臨時管理費のほうで計上しております。

続きまして、戸籍関係電算管理費は、戸籍事務電算処理に係る管理経費で、システム

の負担金になります。ここから概要書は17ページです。

続いて、住民基本台帳電算管理費。住民基本台帳マイナンバー事務の電算処理に係る管理経費で、主なものはシステムの負担金です。先ほど言いました本籍地のある方に読み仮名対応に係る通知書を発送する経費を、令和5年度、この事業で計上しておりましたので、その通信運搬費161万7,000円が減額して計上となっています。

続いて、印鑑登録関係電算管理費は、印鑑登録事務に係る電算処理のシステム負担金です。

その下、一般旅券発給事務につきましては、パスポートに係る事務的な経費で、例年通りの計上です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

項、選挙費、目、選挙管理委員会費。選挙管理委員会経常管理費につきましては、委員報酬等を昨年と同額を計上しています。

続いて予算書は42ページになります。目、町長選挙費。町長選挙実施経費につきましては、委員報酬等選挙の実施に必要な予算を計上しています。

目、知事県議会議員選挙費につきましては皆減です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

目、統計調査費。国勢調査につきましては、昨年度とほぼ同額の予算計上しております。

農林業センサスにつきましては、調査年度となりますので予算を増額して計上しております。

経済センサス及び学校基本調査につきましても、昨年度と同額で予算計上しております。

家計構造調査につきましては、新年度が基礎調査対象年度となりますので、増額して新規として計上しております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて予算書43ページです。項、目、監査委員費。監査委員経常管理費につきましては、監査に関する経費を昨年と同額を計上しています。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国民年金経常管理費については、国民年金事務に係る事務的な経費等電算処理負担金です。令和5年度までは電算処理負担金が別事業となっておりましたが、6年度から統合して計上しておりますので5万1,000円増額となっています。

続いて、消費者対策経常管理費。特殊詐欺等防止など、諸課題に対応するために活動を行う町の消費者問題研究協議会の開催経費となっております。例年並みの計上です。

続いて、人権啓発活動事業については、人権擁護に係る意識向上啓発に係る活動経費で、事務消耗品、各種団体への負担金等になります。ここから概要書は18ページです。

続いて、行路病者扶助費については、行路病者の救護救済に係る経費で交通費相当分を5件分例年どおり計上しております。

続いて、男女共同参画推進事業については、男女共同参画の活動団体への補助金を例年並みに計上しております。

続いて、特別弔慰金等支給事業については、特別弔慰金申請に係る事務的な経費を例年どおり計上しております。

続いて、各種負担金につきましては、雲南地区保護司会への負担金を例年どおり、例年並みの計上をしております。

○保健福祉課長（安部 農）

続いて、社会福祉総務経常管理費につきましては、社会福祉全般に関する費用でシステム負担金等となり前年度とほぼ同額です。

次、44ページになります。長寿お祝い事業につきましては、長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬い長寿をお祝いする事業で、前年度とほぼ同額です。

続きまして、社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金、委託等で来年度からの給与規程の改正への支援もありまして、前年度より増額です。

民生児童委員協議会活動費につきましては、民生児童委員33名分の報償費と活動費、研修費等です。昨年度から事務局を社会福祉協議会へ委託しており、前年度とほぼ同額です。

ボランティアセンター活動費につきましては、社会福祉協議会委託事業で前年度とほぼ同額です。

その次、高齢者世帯等住宅緊急除雪費補助金交付事業につきましては、屋根や進入路の除雪費用を補助するもので、過去の実績に伴い前年度より減額です。

外出支援タクシー助成事業につきましては、介護予防を目的に、介護支援の一環として、免許返納者や免許を持たない方のタクシー費用助成となり、実績に伴い、前年度より増額です。

ここから概要説明書は19ページになります。国保会計繰出金につきましては、人件費1名分、基盤安定分、出産育児支援2名分、財政健全化対策分、保険財政安定化支援事業、その他事務費繰出金分で前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、生活困窮者自立相談支援事業です。生活困窮の方から相談を各機関へつなげ、総合的な支援を行う事業です。会計年度任用職員の給与改定に伴い増額となっております。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、社会福祉施設費。保健福祉センター経常管理費は、保健福祉センターの維持管理費で例年並みの計上です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

上赤名介護予防拠点施設経常管理費につきましては、指定管理によりまして拠点施設の経常的な管理を行っております。昨年度と同額です。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、来島保健センター経常管理費は、来島保健センターの経常的管理費となり前年度とほぼ同額です。

高齢者生活福祉センター経常管理費は、社会福祉協議会への指定管理料で、地域福祉課職員の予算組替え等により、前年度より減額です。

来島高齢者冬期宿泊センター経常管理費につきましては、冬期間の生活の場として、社会福祉協議会へ委託している事業でして、前年度とほぼ同額です。

目、老人福祉費。老人保護措置費につきましては、町内施設に53名、町外施設に2名分の措置費でして、扶助費の減に伴い前年度より減額です。

概要説明書は20ページになります。老人クラブ連合会活動費につきましては、老人クラブ活動補助金で、認定単位クラブの1増加及び事務局でのパソコンリース費用計上に伴う増額です。

老人短期入所事業につきましては、養護老人ホーム琴引の里への委託事業でして、在宅高齢者が短期的に利用し、生活支援を受けるもので前年度と同額です。

配食サービス事業につきましては、在宅高齢者に食生活の改善やボランティアによる見守り支援を行うもので、利用実績から前年度より増額です。

高齢者の生きがいと健康づくり事業につきましては、老人クラブ連合会への委託を行い、高齢者の健康づくりを促進するための事業で前年度とほぼ同額です。

次、予算書45ページです。在宅介護を手当支給事業につきましては、在宅介護の経済的負担軽減を図る事業で、前年度と同額です。

続きまして介護保険利用者負担軽減措置事業につきましては、利用者負担額を軽減した社会福祉法人への助成事業で前年度と同額です。

緊急通報電話事業につきましては、在宅の単身高齢者等に緊急時の対応が速やかに行えるよう、緊急通報に係る一式を貸し出す事業でして、設置実績が減少し、前年度より減額です。

成年後見制度利用支援事業につきましては、成年後見制度に係る支援事業で、前年度と同額です。

続きまして後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、運営費、市町村負担金で

前年度より減額です。

雲南広域連合経常負担金（介護保険分）につきましては、雲南広域連合への負担金で給付費の伸びがあり増額となっております。

地域介護予防活動支援事業につきましては、公民館で町民を対象に行う介護予防活動に関して支援する事業で、長生き体操参加者奨励い〜にゃんP A Yポイントの付与や、理学療法士会による巡回指導のための委託料等によりまして、前年度と同額です。

ここから概要説明書は21ページになります。認知症対策推進費につきましては、認知症の理解を深め、地域で支え合うまちづくりのための事業費と、推進員の人件費で前年度より増額です。

介護予防給付委託事業につきましては、介護保険事業における介護予防サービス計画作成費で、2事業所への委託料で前年度と同額です。

介護予防普及啓発事業につきましては、介護予防を目的とした事業で、健康にい〜にゃん相談会に合わせての啓発パンフレットの配布を予定しておりまして、前年度より増額です。

在宅医療・介護連携事業につきましては、医療と介護の連携を推進する事業で、医療介護関係者の研修費用等を計上しまして、会計年度任用職員の確保が困難なため、一般職を対象としたことに伴い前年度より減額となっております。

生活支援体制整備事業につきましては、生活支援コーディネーターの活動を通して地域課題に取り組む事業として、社会福祉協議会へ委託するもので、交付金対応可能による委託料の増に伴い、前年度より増額です。

地域ケア会議につきましては、地域のケアサービスを担う関係者の会議に伴う経費で前年度と同額です。

地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、通いの場、サロン等への専門職を派遣し、介護予防に関する普及啓発を行う事業で前年度と同額です。

地域包括支援センター運営事業につきましては、高齢者の総合相談やその支援、介護保険関係の事業を専門職が担い運営するもので、介護報酬改定に伴うシステム改修経費等により前年度より増額です。

ここから概要説明書は22ページになります。後期高齢会計繰出金につきましては、給付費分、事務費分、基盤安定分で前年度より減額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費経常管理費は、障がい福祉全般に関する費用でシステム保守費となり前年度とほぼ同額です。

障がい者地域生活支援事業は、地域活動支援センターや相談支援事業、日中一時支援事業の委託料などを行っているもので、移動支援委託料の増、巡回支援専門員の報酬減

や扶助費の実績により前年度より減額です。

特別障がい者手当支給事業は、日常生活で常時介護を必要とする方への手当で実績に伴い、前年度より減額となっております。

続いて、福祉医療助成事業は、対象者へ医療費を助成していますが、前年度の実績により減額です。

続いて、自立支援医療給付費は、更生医療や育成医療等を対象に医療費の自己負担軽減のための事業で、前年度と同額を計上しております。

ここから概要説明書は23ページになります。人工透析患者支援事業は、人工透析を受けておられる方の医療費と交通費の一部助成と、通院患者の送迎支援事業です。前年度より増額となっております。

障がい者通院・医療費支給事業は、障害者の方の医療費等交通費の一部助成を行っています。前年度とほぼ同額を計上しております。

障がい者介護・訓練等給付費は、在宅介護などの訪問や就労継続支援などの日中活動系等障がい者へのサービスを実施しています。こちらも実績に伴い前年度とほぼ同額です。

障がい児通所支援事業は、発達支援など障がい児のサービスを実施しています。前年度の実績に伴い増額となっております。

障がい児通園施設運営事業は、雲南圏域1市2町で実施している障がい児デイサービスの委託料を計上しております。これまで雲南市へ広域施設運営負担金として支払っていたものを各市町で県へ申請することになったことによる増額です。

身体・知的障がい者相談員委託事業は、2名の委託料を計上しており、前年度と同額となっております。

次、46ページです。小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、対象の方へ日常生活用具給付する事業で、前年度と同額を計上しております。

続いて、難聴児補聴器購入費助成事業は、前年度と同額を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和4年度に創設された出産・子育て応援交付金の国への返還金で、精算に伴う返還金を新たに計上しています。

続いて、児童福祉関係電算管理費は児童手当事務に係る電算処理のシステム負担金です。

続いて、青少年健全育成協議会助成金は、子どもの非行防止、健全育成に係る活動を行う町の青少年育成会議に対する活動補助で、令和5年度と同額です。

続いて、子ども・子育て支援対策事業。ここから概要資料は24ページになります。子

育て支援事業実施経費、また子育て世帯支援に係る補助金等の支給経費です。主なものにつきましては、出産祝い金を例年どおり30件、子育て世帯用品給付につきまして45件、令和5年度から発送業務を外部委託をしております、その経費も含んで計上しております。

また、令和5年度に開始しました誕生祝い木工品の贈呈30件、それから子どもイベント開催、それから交流事業に係る補助金等を120万円計上しております。

加えて、新たなものとしまして、これまで整備しましたこども広場の赤名・来島分につきまして、遊具点検の外部委託を新たに23万1,000円計上しております。

それから子育て支援事業計画の策定が必要となっております、外部委託することに伴いまして委託料等を240万5,000円。それから病児保育や、ほっとカフェの拡充に向けた準備に向けて、子育て支援員1名を雇用を、採用を予定しております、報償費としまして51万2,000円計上しております。

ただ、これまでこども広場の整備にかなりの金額を計上しておりましたので、トータルとしましては約6,000万円の減額となっております。

続いて、出会い創出事業につきましては、独身者の出会い、結婚支援に係る事務事業経費で結び支援員1名の報酬手当の改定、またイベント開催経費を増額計上しております、56万4,000円の増額となっております。

続いて、保育士確保対策事業ですが、保育士の確保に係る就学助成金、町内就職の助成金を計上しております。令和5年度は就学中の方がなかったということで、新規に就学の方が増えたことにより、就学中が2名増えたことによりまして120万円増額して、計上しております。

続いて、出産・子育て応援交付金事業につきましては、妊婦新生児に対する相談支援と応援ギフトの支給事業で、令和4年度新設されたものですが、妊婦30名分、新生児30名分を昨年並みに予算計上しております。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、こども家庭センター運営事業（児童福祉）につきましては、これまでのこども家庭総合支援拠点運営事業から移行した事業となりまして、引き続き、教育委員会へ配置換えとなった公認心理士の人件費等の補助申請等を保健福祉課で対応し、人件費の増に伴い、前年度より増額です。

その下、子ども若者支援事業につきましては、先ほどのこども家庭センター運営事業と同じく、補助申請等を保健福祉課で対応しますが、予算支出について、就労体験事業報償費以外は教育支援教室経費として教育委員会に対応することに伴い、前年度より減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、児童措置費。児童手当費です。ここから概要資料25ページになります。児童手当支給に係る経費ですが、これまでありましたように令和6年10月から制度改正が行われまして、高校生まで支給対象となること。また第3子の手当が引上げに、1万5,000円から3万円に引上げとなります。これまでの見込みに比べてですね、延べ人数としまして300人増を見込んでおりまして、2,223万円、約2,223万円増の計上となっております。

続いて、目、児童福祉施設費です。保育所職員人件費につきましては再任用職員退職が1名ございまして、7名分を計上しております。

続いて、保育所共通経常管理費です。保育事務、保育所運営に係る管理的な経費で消防設備点検、AEDの使用料等を計上しておりますが、広域保育の委託料につきまして、広島市内の保育所1名の増加によりまして、増額して計上しております。また、消火器の更新時期が来ておりますので、令和6年度更新を予定しております。

続いて、保育所の共通臨時管理費です。保育所の施設が老朽化しておりまして、施設修繕に係る工事費等を計上しております。詳しい内容につきましては、概要書25ページのところに、各保育所ごとに修繕内容を記載しておりますのであわせてご覧いただきたいと思いますが、主なものとしまして、遊具の修繕、それから、赤名保育所につきまして、トイレの洋式化等で、工事費としまして264万円。それから備品購入が減額となりまして60万円減額となりまして、合わせて180万円増額として計上をしております。

続いて、町立保育所業務委託です。保育所運営にかかる業務委託料ということで現在社会福祉協議会に委託して運営をしていただいております。

保育士の処遇改善、それから保育士の育休復帰に伴いまして、本部、社会福祉協議会本部の費用につきましては増額となっております。給与改定分が約400万円、これは育休復帰に伴うものが約930万円となっております、合わせて1,352万円ばかり増額として計上しております。

続いて、病児保育施設整備事業です。これまでの説明の中にもありました病児保育、病後児保育につきまして、新規事業開始を検討しております。

その事業開始に伴いまして、施設の整備を行いたいということで、施設設計委託料、それから工事費、備品購入費を新規に計上をしております。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、予算書は48ページです。概要書のほうは26ページです。

目、母子父子福祉費、子ども等医療費助成事業につきましては、出生から18歳までの医療費の助成で、扶助費の増に伴い、前年度より増額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

児童扶養手当支給事業は、ひとり親世帯への支給で、対象33名見込み分の手当を計上

し、前年度より減額です。

特別児童扶養手当事務事業は、事務費の計上で、前年度と同額です。

母子生活支援施設入所事業は、施設入所等の施設事務費や生活諸費を助成する事業で、前年度と同額です。

母子家庭自立支援給付事業は、ひとり親家庭などの就労を支援する事業で、前年度と同額となっております。

ここから概要説明書は27ページになります。

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護経常管理費は、生活保護システム保守費やレセプト管理システム保守費、その他事務経費です。5年度導入の医療扶助オンラインシステムの利用料計上のため、前年度より増額となっています。

生活保護臨時管理費は、生活保護システム標準化移行作業委託料を計上しており、前年度より増額です。

次、49ページです。

目、生活保護推進費。適正実施推進事業は、会計年度職員の人件費により、前年度より増額です。

目、生活保護扶助費。生活扶助費は、生活保護の医療扶助費等各扶助費を計上していますが、実績に伴い、前年度より減額です。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。保健衛生総務経常管理費につきましては、健康づくり活動に必要な経費で、健康管理システムの改修による委託料を臨時管理費への組替えによりまして前年度より減額です。

保健衛生総務臨時管理費につきましては、先ほどの健康管理システムについて、第4期特定検診・特定保健指導対応等に伴い必要となるシステム改修費を計上しております。

概要説明書は28ページになります。

地域保健推進事業につきましては、地域ぐるみで健康づくりに取り組む事業で、前年度とほぼ同額です。

食生活改善推進事業につきましては、食生活改善に取り組む事業や推進協議会活動費で、前年度とほぼ同額です。

医療従事者確保対策事業につきましては、将来飯南町の医療福祉に従事する学生支援と就労時の支度金になりまして、介護職員の不足から、外国人介護福祉学生支援の増に伴い、前年度より増額となっております。

その下、地域包括ケア推進事業につきましては、推進局活動費、福祉施設協議会補助金等になります。前年度は高齢者福祉基本計画の当初の委託料を計上しており、その分前年度より減額となっております。

骨髄移植ドナー支援事業につきましては、ドナー登録に係る費用の助成で、前年度と同額です。

○建設課長（森山 篤）

簡易水道事業会計補助金及び下水道事業会計補助金合併浄化槽につきましては、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋 克裕）

50ページです。介護保険サービス事業会計繰出金については、特別会計のほうで説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、予防費。狂犬病予防事業につきましては、狂犬病の予防接種に係る事務的な経費を例年どおり計上しています。

○保健福祉課長（安部 農）

続きまして、こころの健康づくり推進事業につきましては、こころの健康づくりに関する事業で、新年度は自死予防計画を策定する経費を計上しております。前年度より増額です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、後期高齢者の介護予防と健康づくりを一体的に実施する事業を、後期広域連合から受託し行うもので前年度とほぼ同額です。

概要説明書は29ページになります。感染症予防事業につきましては、感染症予防に関する事業で、各種予防接種委託料を計上しておりますが、委託料の見込みの見直しに伴い、前年度より減額です。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、現時点におきましてワクチン単価等の接種対策事業としての詳細が示されておきませんので、必要であることがわかっております標準レイアウトに伴うシステム改修費用のみを計上しております。詳細を確認次第、補正による対応をお願いしたいと考えております。

目、健康増進事業費。健康増進事業健康教育につきましては、各種健康教育の開催で前年度とほぼ同額です。

健康増進事業健康診査につきましては、各種健康診査の経費で、委託料の増により前年度より増額です。

歯科保健対策事業につきましては、歯科保健に関する事業の経費で、委託料の減により前年度より減額です。

続きまして、51ページのほうをお願いいたします。

目、母子衛生費。乳幼児健康診査事業につきましては、1歳6か月健診、3歳児健診に係る経費でまとめて計上し、ほぼ前年度並みです。

育児等健康支援事業につきましては、妊娠期からの母子健康管理と育児支援、不妊治療の助成などの経費でして、前年度とほぼ同額です。

こども家庭センター運営事業（母子保健）につきましては、これまでの子育て世帯包括支援センターの運営費の移行事業となりまして、主に子育て支援の報酬等や委託料、扶助費で人件費の増に伴い、前年度より増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書52ページ。目、火葬場費、町営火葬場経常管理費です。概要書は30ページです。町営火葬場の管理運営経費、修繕費、になります。

昨年度まで別事業としておりました臨時管理費につきまして、統合しておりまして、令和6年度については台車運搬車、誘引送風機等の修繕を予定しておりまして、この修繕工事部分が増額となっております。なお、火葬については年間70件を見込んでおります。

続いて雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）については、三刀屋斎場に係る負担金、雲南市・飯南町事務組合の負担金です。火葬炉更新事業が予定されておりますので、それに伴う増額計上となっております。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費です。飯南町病院事業会計補助金、同じく出資金ですが、病院事業会計のほうで説明します。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、保健施設費。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費は、頓原ラムネ銀泉の経理運営費で、最低賃金の改定等に伴う人件費の増67万2,000円のほか、燃料費高騰による増74万円。株式会社あゆみとの共同利用電気設備使用料の皆増61万8,000円等により増額しています。

健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費は、老朽化したヒートポンプの補助で、暖房用ボイラーの設置と受水槽の増設工事を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、健康増進施設加田の湯です。まず経常管理費につきましては、管理運営に係る経費で、最低賃金引上げに伴います増額分99万5,000円。

そのほか備品購入としまして、脱水ポンプ等の備品購入を予定しておりまして68万6,000円の増額等がございまして、169万円の増額となっております。

続いて、臨時管理費のほうですけれども、概要書に修繕工事を記載しておりますが、浄化槽外部機器の移設、また泉源ポンプの取り替え、真空ヒーターの部品交換など、老朽化している部分につきまして、緊急性の高いものから実施していくよう考えております。約164万円の増額となっております。

続いて、予算書53ページです。目、環境衛生費。環境衛生経常管理費です。

環境保全に係る事務的な経費ですけれども、河川水質検査、法令に定められた河川水質検査の委託料16か所を例年どおり委託として、委託料を計上しております。

続いて、町営墓地経常管理費ですけれども、町営墓地の維持管理費の水道料を例年並みに計上しております。

続いて、項、清掃費、目、清掃総務費。清掃総務経常管理費ですけれども、環境美化、ごみ処理対策に係る事務的な経費を例年並みに計上しております。

続いて、目、塵芥処理費、ここから概要書は31ページになります。雲南市・飯南町事務組合経常負担金です。ごみ処理に係る事務組合の負担金ですが、総務費が増額、またいいしクリーンセンターの施設管理費、令和5年度の補正予算でもございましたようにいいしクリーンセンターの手選別室の修繕工事費の減。それから雲南エネルギーセンターの施設管理費の減額、また旧の出雲エネルギーセンターの広域負担金の減額など合わせまして、3,200万円余の減額となっております。

続いて、次期ごみ処理施設整備事業です。現在進めております、次期の一般廃棄物処理施設整備に係る準備室への負担金で、令和5年度と比較しまして、33万円、約33万円の減額して計上しております。

続いて、目、し尿処理費。雲南広域連合の経常負担金（環境衛生分）ですが、し尿処理に係る雲南クリーンセンターの施設維持管理経費に係る負担金です。労務費、また燃料費高騰に伴います処理場費の増額がございまして、42万7,000円の増額となっております。

○議長（早樋 徹雄） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午後3時31分休憩

午後3時40分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは本会議を再開をいたします。引き続き説明を求めたいと思いますが、本日は、款の商工費まで説明を受けたいと思います。

それでは、本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

それでは、続いて説明をしたいと思います。予算書53ページになります。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費です。農業委員会委員報酬ですが、こちらにつきましては、農地利用最適化推進委員報酬を当初予算に組入れをしております、150万円の増となっております。

それから、農業委員会経常管理費につきましては、例年とほぼ同額となっております。

農業者年金事務費につきましては、前年と同額となっております。

島根県農業会議負担金につきましては、負担金の額、見積り額そのまま入れております。

続きまして、目、農業総務費です。各種負担金につきましては、各種負担金の見積り額を計上しております。

それから、目、農業振興費。農業振興経常管理費につきましては、会計年度職員の人件費等をあげております。

資料の32ページとなります。農業振興臨時管理費ですが、新規の事業としまして産官学連携推進協議会がございます。こちらにつきましては、JA、町、大学と連携協定を結んでおりまして、先般、協議会が発足をしております。もみ殻培土の実用化活用の検討等を含め、協議会が設立されております。その今回にこの費用につきましては、委員報酬、費用弁償、視察費用等計上をしております。前年に比べまして、策定計画の委託料を組んでおりますが、こちらにつきまして減額となっております、総額では280万円余りの減額となっております。

続きまして、農産物鳥獣被害防止事業となっております。こちらにつきましては、令和2年度以降休止をしておりました、鳥獣被害対策協議会への補助金を復活をさせております。こちらは、防護柵8,600メートル、電気柵5,100メートル、計13.7キロ、それから箱罟を25基等を計画をしております。

続きまして中山間直接支払事業につきましては、例年と同様の予算を上げております。

続きまして、農業資金支援対策事業につきましても、例年とほぼ同様の予算を上げております。

大変失礼しました。一つ戻りまして、説明資料の32ページの園芸振興対策事業についてでございます。こちらも新規でサツマイモの保管庫補助、サツマイモ保管庫の改修と備品の購入をあげております。すみません。申し訳ございません。

32ページの1番上のところですが、改めて説明をさせていただきます。

農業振興臨時管理費の産官学連携推進協議会につきましては、先ほど言いましたが、先般、推進協議会が発足をしております、もみ殻培土の実用化の活用の検討を含めた協議会を設立をしております。

それから、その次ですが、農作物鳥獣被害の防止については先ほど説明したとおりです。

それから、次、園芸対策振興事業。サツマイモ保管庫等の補助でございまして、保管庫の改修、それから中で使う備品等を計画をしております。こちらにつきましては、以前にパブリカの補助をしておりますが、そちらと同じスキームで進めていく予定としております。

それから中山間直接支払事業につきましては、例年の実績を見て例年とほぼ同様の予

算となっております。

農業資金支援対策事業につきましても、1経営体3件を計上しておりまして、昨年とほぼ同様の予算となっております。

それから、農業用廃棄物適正処理対策事業につきましては、例年とプラマイゼロの予算となっております。

それから、売れる米づくり事業につきましては、エコロジー米生産推進協議会補助につきまして、300万円余りの減額となっております。こちらにつきましては、売れる米づくりの販売促進費のほうを上げておりましたが、より効果的な事業に絞り実施をするということで減額をしております。

それから新規事業ですが、みどり認定推進事業となっております。このみどり認定につきましては、これまで持続農業法に基づき認定を行ってきたエコファーマー制度にかわる制度です。申請のあった農業者に対し、面積に応じ支援金を交付するもので、今年度の目標としましては、圃場の8割、約480ヘクタールを見込んでおります。

続きまして、資料は33ページになります。環境保全型農業直接支援対策事業につきましては、これにつきましては実績に応じて予算を計上をしております。昨年と比べますと200万円余り減額となっております。

経営所得安定対策直接支払推進事業につきましても、実績をもとに計上しておりまして昨年とほぼ同様の予算となっております。

それから、人・農地問題解決加速化支援事業につきましては、昨年と同様の予算としております。

担い手育成総合支援事業につきましては、農業後継者育成支援としまして、施設、機械整備の支援をしておりますが、今年度6年度につきましては、1名増となっております。580万円余りの増額となっております。

それからリースハウス団地整備事業につきましては、先ほど来お話が出ておりますが、ハウスの建設ということで、工事費修繕費をあげておりまして、10棟の建設を計画をしております。こちらにつきましては、前年度と比べまして7,400万円余りの増額となっております。

それから、多面的機能支払事業ですけれども、こちらにつきましても、昨年と同様の予算となっております。

それから、農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者の方1名分をプラスで計上しておりまして、昨年と比べまして、150万円の増となっております。

地域おこし協力隊活動事業農業につきましては、地域おこし協力隊の方が7月で任期が終了となりますので、その分200万円余りの減額となっております。

続きまして、目、農業施設費につきましてです。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、農業施設費。高橋生活改善センター経常管理費です。公共施設管理計画の方針に基づきまして、施設解体に伴います管理費を6か月分計上しております。31万6,000円の減額です。

続いて、高橋生活センター臨時管理費につきましては、先ほどの方針に基づきまして、令和6年度に施設の解体を予定しております、解体撤去のための工事費が皆増で計上しております。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

続きまして、農業活性化センター経常管理費ですが、例年と同じ予算を計上しております。

次に、資料34ページ、予算書55ページになりますが、農林会館経常管理費。こちらについても例年同様の予算を計上しております。

それから農産物加工処理施設経常管理費につきましては、指定管理料をあげておりますけれども、こちらについては人件費分の増額を計上させていただいております。

それから予算書は56ページ、目、畜産業費ですが、畜産センター経常管理費につきましては例年と同様でございます。

堆肥センター経常管理費につきましては、駆動部シャフト、チェーン、シリンダーが修繕が出てきておまして、200万円弱の予算を前年度に比べまして、200万円あまり増の予算となっております。

畜産共進会開催事業につきましては、例年と同様でございます。

それから、優良牛確保対策事業につきましては、50万円余りの増となっておりますが、これは頭数の増によるものでございます。

全共出品対策事業につきましては、令和9年の全共に向けた対策ということで、予算23万6,000円を皆増としております。

それから、下赤名放牧場経常管理費につきましては、借地料をあげておまして例年どおりとしております。こちらにつきましては、平成24年から28年まで報告をしておりましたが、平成29年から利用希望者がなかったため中止をしておりましたが、このたび新たに利用の申出があったため、予算を計上して報告書を活用していく予定としております。

それから、各種負担金につきましては、前年度に比べ150万円余り減額となっておりますが、雲南農業振興協議会負担金を事業見直しによりまして、150万円余りの減額となっております。

続いて、目、農地費です。農業競争力強化農地整備費につきましては、ほ場整備分ですけれども、令和6年度事業規模によりまして、設定しております。前年度と比べ予

算で比べますと750万円ばかり減額となっております。

それから次、農地耕作条件改善事業につきましては、加田地区の圃場整備によりますが、ほぼ工事が終わりました換地業務でありますとか補完工事をする関係で、2,500万円計上しておりますが、昨年度と比べますと1,500万円の減額となっております。

続きまして、中山間地域総合整備事業農地ですが、これにつきましてもほ場整備関係ですけれども、令和5年は張戸、才谷、佐見とやっておりましたが、6年度につきましては張戸のみということで、予算が大きく減額となっております。

○建設課長（森山 篤）

中山間地域総合整備事業農道につきましては、農道整備5路線と、農業集落道整備1路線の負担金及び中国四国推進協議会会費で、本工事の実施する路線増加によりまして、対前年2,370万円の増額となっております。

各種負担金は、島根県農業農村整備推進協議会賦課金で、対前年倍増となっております。

農村地域防災減災事業につきましては、新規事業で、安江にあります七面大ため池の県単独調査に対する町負担金50万円、皆増で計上しております。

下水道事業会計補助金農業集落排水につきましては、公営企業会計で説明します。

続いて予算書57ページ、目、農道費。農道経常管理費は、飯石広域農道の除草等委託費などの経常経費で、対前年10万円の増となっております。

農道保全対策事業は、県によります真木張戸基幹農道整備費の負担金で、対前年480万円の増額となっております。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業は、頓原、八神、志津見の3地区につきまして、引き続き調査業務を行うものです。例年並みの計上です。

国土調査事業単独事業は、頓原町区再国調、国調修正等の調査業務費です。

前年に比べ、496万3,000円の減額は、新市赤名線の用地測量の完了及び頓原町区の測量業務が今年度ないためです。

各種負担金は、島根県及び全国国土調査協会への負担金です。例年並みの計上です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

続いて、予算書58ページです。林業総務費になります。飯石森林組合賦課金と、その下、保安林管理事務につきましては、昨年と同様となっております。

目、林業振興費。林業振興経常管理費につきましても昨年とほぼ同じ予算規模となっております。

森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、間伐促進、施業地の集約化を森林組合のほうと協議をして規模決定しておりますが、昨年と比べまして約90万の減額とな

っております。

それから、木質バイオマス推進事業につきまして、未利用材買取補助金でありますとか、畜産おが粉価格安定対策交付金等をあげておりまして、昨年と同じ予算規模となっております。

それから、森林経営管理制度推進事業につきましては、こちらにつきましては、贈与税、先ほど言いました森林贈与税の関係を積立てをしておりましたがそれをなくしております、140万円余りの減額となっております。

それから次、新規事業になります。林業専用道 花の谷線開設事業です。林道で花の谷線を開設をいたしまして、まとまった集中的に作業ができる、約60ヘクタールの山林を集中的に、作業できることから、こちらの林業専用道路の開設を計画をしております。令和6年度につきましては、測量設計の1,000万円を計上しております。

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事情につきましては、間伐材、作業道の開設としておりまして、実績によりまして前年度よりも870万円の減額となっております。

それから、次、Jークレジット制度活用推進事業につきましては、クレジットの追加認証を行う必要があるため、モニタリング報告書の作成で200万円余りの増額となって、230万余りの増額となっております。

それから、町産材住宅活用促進事業につきましては、住宅、町産材の住宅、町産材を使われる方に対しての補助ということで、昨年と同様となっております。

それから、シカ森林被害対策捕獲事業につきましても、昨年とほぼ同じ予算規模となっております。

○建設課長（森山 篤）

林道費。各種負担金につきましては、新規として県が実施します奥小田の林道土打線の改良工事に対する負担金、こちらが皆増となっております。

島根県森林土木協会負担金につきましては、県の緊急治山事業が5年度で終わってることから、54万7,000円の減額となっております。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

続いて、目、造林費でございます。予算書58ページ続いてでございます。町行造林事業補助につきましては、今年度の予定としまして、前年度より160万円余り減額となっております。

森林整備協定事業補助につきまして、これ下流域との協定による整備でございますが、こちらにつきましても昨年と比べると280万円余りの減額となっております。

それから、公社から委託を受けます公社造林事業につきましても、昨年と比べると90万円余りの減額となっております。

それから、ふるさとの森再生事業につきましては、例年と同じ規模となっております。

それから、各種負担金につきましても、昨年と同じ、同様の規模の予算を計上させていただきます。

続きまして予算書59ページ、款、商工費、項、商工費、目、商工総務費でございます。説明資料は37ページになります。商工会事業補助金につきましては、頓原の街路灯の管理費が、町の防犯灯として整理しましたのでその分が減額となっております。

失礼しましたすいません。申し訳ございません。商工総務費のほうに戻らせてください。目、商工総務費。商工総務経常管理費につきましては、例年と同様の額を計上しております。

続きまして、目、商工振興費ですが、商工会事業補助金につきましては、頓原の防犯街路灯につきまして、防犯灯で整備を町のほうで整備をした関係で、その分を減額をさせていただきます。

それから、街路灯整備事業につきましては、このたびは赤来の連担地に73基を整備する予定にしております。予算としましては、昨年は実施設計を組んでおりましたのでその分減額となっております。

それから、誘致起業支援事業につきましては、サテライトオフィスのテーブル、椅子、通信機器等の整備を計画をしております。場所は、農業活性化センターを予定しておりますが、そちらの備品購入の増ということで増えております。

先行っていただきまして、商業活性化重点支援事業になります。こちらにつきましては、昨年い〜にゃんP A Yの導入がございましたので費用がかさんでおりましたが、それが導入費用がなくなりましたので、1,600万円余りの減額となっております。今年度の内容としましては、ガソリンスタンド支援、配送車でありますとか、タンクの電気防食を予定をしております。

それから、い〜にゃんP A Yの普及啓発といたしまして、事務局の補助、それから加盟店の補助、こちらは、い〜にゃんP A Yの利用料、それから、W i - F i の設備についての補助を計画をしております。

それから、利用促進事業としまして、今年度は、チャージをされた方に、よりポイントをですね特につけられるような事業をできればという計画をしております。

それから、大しめなわ創作館経常管理費ですが、こちらにつきましては、指定管理料につきまして、人件費分の最低賃金の増と、灯油代、それからF R E E W i - F i の新設等を計画をしております。新たに60万円ばかりの増額となっております。

それから、創業支援事業につきましては、実績に応じまして、昨年と比べますと500万円余りの減額となっております。

中小企業制度融資資金事情につきましても、今年度、預託金を計上しておりましたが、

6年度から預託金をやめておりまして、240万円余りの減額となっております。

それから、各種負担金については、例年と同規模の予算となっております。

続きまして、観光費です。憩いの郷衣掛の経常管理費ですが、これにつきましては指定管理料はプラマイゼロとなっております。それから増額分が3年に一度の特殊建築物検査等ございまして増額となっております。また、送迎バスが壊れてしまいまして、廃車になりました。その関係で、バスではなく少し小さいハイエースを、リースをして充てる買うことにしておりまして、そちらの費用を見ております。

それから観光農園経常管理費ですが、指定管理料、それからカメラのリース、AEDレンタルですが、前年と同じ規模となっております。

観光農園臨時管理費ですが、こちらにつきましては、ほ場のネットの更新をあげておりまして、それからあと、日照の邪魔になる支障木の伐採を計画をしておりまして、去年と比べて40万円弱の増となっております。

それから、観光ぼたん園経常管理費ですが、これにつきましては指定管理料、借地料、ぼたん祭りの実行委員会補助金となっておりますが、例年と同じ規模となっております。

それから観光ぼたん園の臨時管理費ですが、ぼたん園の上ですね、赤穴八幡宮の横のところにトイレがございました。かなり古くなっておりまして、そちらのトイレは使われてないということと、昨年、扉等が壊れたりしておりまして、このたび、それを壊すと、壊して更地にするということの臨時管理費を上げております。

それから酒づくり交流館経常管理費ですけれども、これにつきましては指定管理を若干減らしております。精査をしまして、減らしております。それからエアコンのリース料を計上しております。

それから、琴引スキー場周辺施設管理業務ですけれども、こちらはスキー場の周辺の草刈りの費用となっております、例年と同様若干燃料代を少したして計上させていただいております。

それから、琴引スキー場外経常管理費ですが、こちらにつきましては、琴引ビレッジ山荘の指定管理料、それから各種点検、こちらにつきましても3年に一度の特殊建設物の検査がございまして、30万円ばかり増額となっております。

それから、琴引スキー場外臨時管理費ですが、これも先ほど来出ておりますが、国スポ対応の予算が1億円を超えて上がっております。また、第3リフトの減速機が壊れておりまして、こちら国スポの対象経費と認められないものでしたが、傷みが著しいということで、別に計上させていただいております。

それから、ふるさとの森臨時管理費ですが、こちらにつきましては、もりのすの譲渡の際に条件となっております施設の改修でしたが、令和5年度の町での修繕というのには、交渉の経緯もありまして、間に合いませんでしたので、令和6年度に補助金とい

う形で、トイレの改修等の費用を上げております。それから、施設の水道の使用料があり、今まで案分で島根県さんと町と案分でおった水道の使用料につきましても、明確に図るため、メーターを設置するように計画をしております。

それから飯南町交流物産館経常管理費ですが、こちらについては昨年と同様の予算組みとなっております。

道の駅頓原の経常管理費ですが、こちらにつきましても指定管理料は同様、それからあとは、周辺の（聞き取り不能）に、公園の借地料等計上をさせていただいております。

次、40ページになります。道の駅頓原の臨時管理費になりますが、こちらは昨年と比べまして140万円余りの減額となっておりますが、令和5年度電話設備の改修等しておりますので、そちらの減額となっております。あとは消火栓ですとか非常用照明、それから送迎バスの修繕を見ております。

それから、道の駅赤来高原の経常管理費ですが、こちらにつきましても、例年と同様ですが、先ほど町長の所信表明でもありましたが、EV充電器を整備するということで町としましては、町が整備するのではなくて、EV充電器の使用料を町が、出すということで計画をしております、そちらのほうをも計上させていただいております。

それから、飯南町情報発信事業についてですが、これについても例年と同様の予算となっております。

それから、交流事業につきましても例年と同様の予算規模としております。

それから、観光施設維持管理事業につきましては、今年度、宿泊施設の在り方検討の業務を出しておりますが、こちら3月末で終了となっておりますけれども、その費用が来年度計上しておりませんので、減額となっております。

それから、観光協会運営事業につきましても、昨年と同様の予算規模でございます。

それから、地域おこし協力隊活動事業観光につきましては、協力隊の今2名、大しめ縄とグランディアといらっしゃいますが、しめ縄と観光協会にそれぞれ2名分プラスの予算を計上しております、募集をする予定にしております。

それから、大しめ縄の町ブランド推進事業ですが、こちらにつきまして大しめ縄の里10周年になります。そちらの費用と、それからそれに合わせて、大しめ縄創作館の前にあるしめ縄も傷んでおりますので、この10周年に合わせてかけかえを予定をしております。

それから、41ページになります。森林セラピー推進事業ですが、こちらにつきましては、森林セラピーの推進に係る事情と、下のところに書いておりますが、ふるさとの森の管理につきまして、ふるさとの森のいわゆる整備、草刈り等の費用と、それから県との共有施設、譲渡の対象にならないものにつきまして、県と譲渡先からの電気代、浄化槽、機械設備の費用を町のほうで組みまして、それを一旦立て替えをして各県、譲渡先

からもらうという格好の予算立てをしております。

それから各種負担金につきましては、140万円余り増額となっておりますが、150万円弱ですね、これは雲南観光ネットワーク協議会の基金が各市町に戻ったことで、その負担金が増となっております。

○議長（早樋 徹雄） 本日は、商工費まで、説明が終わりました。

お諮りをいたします。提案理由の途中ですが、本日はこれにて、終了し散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、本会議は、明日7日午前9時開会とし、引き続き、議案第35号、令和6年度一般会計予算について提案理由の説明を受けたいと思います。

なお、一般質問をされる方につきましては、明日5時までに通告書の提出をお願いをいたしたいと思います。

また、議員の皆様方には連絡事項ございますので、終わりましたのでしばらくお時間をいただきたいと思います。

今日は大変ご苦勞さんでございました。

午後4時13分散会
